

令和元年度

兵庫県薬物乱用対策推進会議

会議資料

と き 令和元年 8 月 5 日  
ところ 兵庫県 公 館



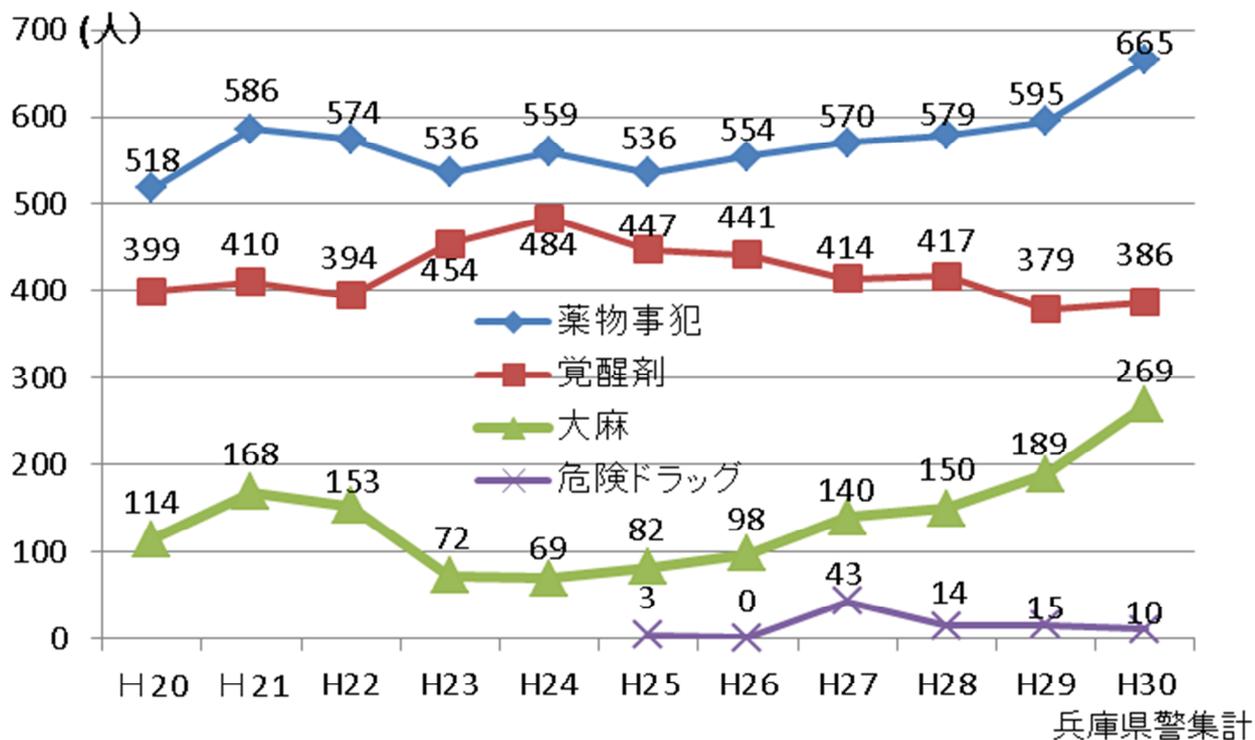
# 資 料 目 次

	頁
1 兵庫県における大麻事犯の状況等について	1
2 若年層の大麻乱用拡大に対する取組み状況等	2
3 令和元年度薬物乱用防止対策実施方針(案)	14
4 令和元年度の取組み事業(案)	
(1) 目標1 取締りの強化	15
(2) 目標2 密輸対策の強化	22
(3) 目標3 再乱用防止対策の強化	27
(4) 目標4 青少年薬物乱用防止対策の強化	32
[参 考]	
5 関係機関業務内容・連絡先	36
6 薬物に関する相談窓口	39
7 令和元年度薬物乱用防止対策体系表	42
8 兵庫県薬物乱用対策推進会議要綱	45
9 兵庫県薬物乱用対策推進会議名簿	53

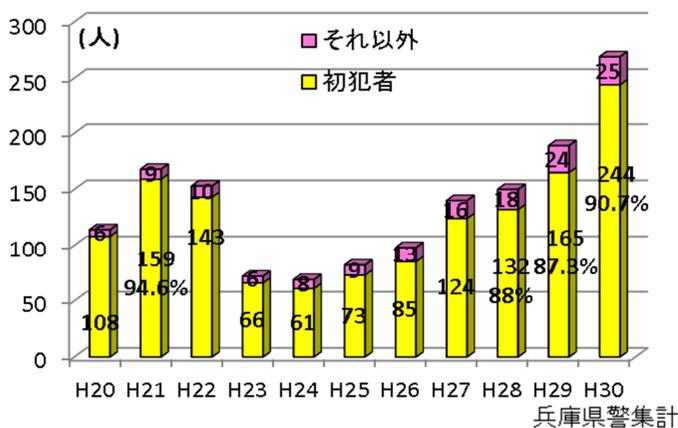
※ 兵庫県薬物乱用対策推進会議名簿の○印が、今年度新規に就任された方です。

# 兵庫県における大麻事犯の状況等について

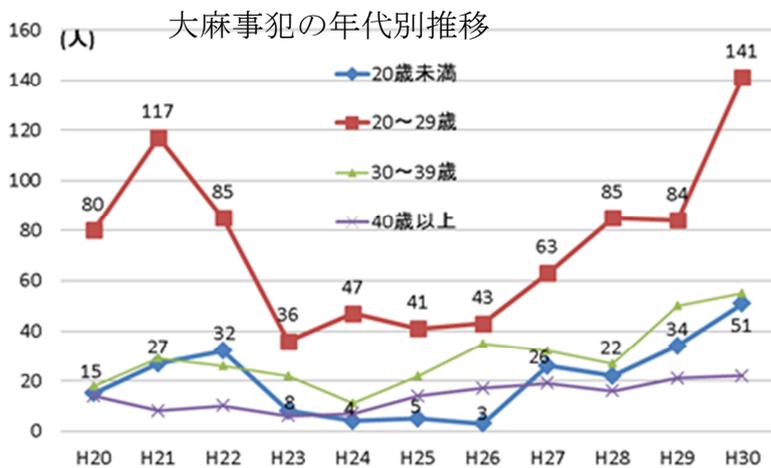
## 1 兵庫県の薬物事犯検挙状況の推移



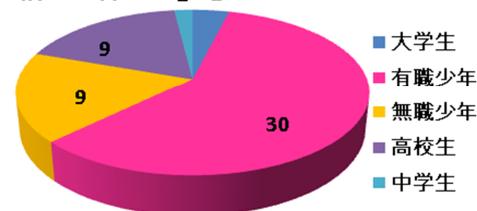
## 2 兵庫県の大麻事犯検挙状況の推移



兵庫県警によると、県内の覚醒剤事犯は高止まり傾向にある一方で、大麻事犯は平成21年のピークを2年連続で更新し、10代の大麻事犯51名は、大阪府警(96人)、警視庁(65人)につぐ、全国3番目の多さとなった。



10代大麻事犯者の学職区分(30年兵庫県) 計51名



兵庫県警集計

## 若年層の大麻乱用拡大に対する取組み状況等（要約・抜粋）

～令和元年5月14日付け事務連絡で事務局から照会した結果をとりまとめたものの要約・抜粋～

### 1 青少年の大麻乱用を拡大する要因・原因

- (1) 危険ドラッグの取締強化（入手困難）等から、大麻回帰による乱用拡大。
- (2) 海外における大麻（医療用・嗜好用）使用合法化傾向による感化。
- (3) 海外渡航時の興味本位の使用から、帰国後も継続している。
- (4) インターネットやSNS等から大麻の有害性を否定する誤情報の氾濫、及び大麻の依存性に対する誤認識や大麻使用に対する抵抗感の低下。
- (5) SNS等の普及により匿名性が高く入手がしやすい環境。（薬物密売の潜在化）
- (6) 若者ほど友人知人から誘われて大麻を使用する比率が高い。
- (7) インターネットで大麻栽培器具等の購入による大麻の自家栽培。

### 2 取組状況等について

- (1) 大麻の有害性及び危険性及び断る方法等について啓発又は薬物乱用防止教室の開催
- (2) 規範意識の強化、大麻との関わりを絶つため動機付けを図る。
- (3) 薬物依存離脱指導等各種プログラムの実施。
- (4) 薬物依存症専門治療機関との連携

### 3 取組み等を実施する上での課題・問題点等について

#### [教育の現場で]

- (1) 大麻の使用経験からより強い効能を求め、覚醒剤の使用に至った者が多いことから、大麻使用の危機感等についても教育の現場で指導することが有効と考える。
- (2) 若年層は、インターネットや友人知人からの情報を鵜呑みにしやすいうえ、乱用者自身が薬物乱用防止教育に触れる機会が少ないため、意識改革が困難。
- (3) 薬物乱用防止教育の効果に即効性は期待できない。
- (4) 学校保健計画に薬物乱用防止教室を位置づけていない学校が多い。
- (5) 教育資材等の不足

#### [再乱用防止に向けて]

- (6) 他の薬物に比べて大麻を使用することへの罪障感が低く、薬物依存離脱指導各種プログラムを取組む動機が高まらない。
- (7) 前科を有しない大麻取締法違反被疑者に対して、再乱用防止プログラムの受講推奨。
- (8) 高校中退者等未就労の若年層を対象に、就労及び予防啓発の実施。
- (9) 依存症を疾患としてとらえ、再発防止への理解が得られるように取組むことが必要。
- (10) 薬物依存症者は、治療困難の場合が多い。
- (11) 治療の現場では、司法化すべきと思われる事例があるが、法律の理解や通報の可否判断が難しい。

**[司法・取締の現場で]**

- (12) 入手経路から密売人等について徹底した捜査及び公判を遂行し、厳格な処罰を加える必要がある。
- (13) 膨大な貨物量等に対し、取締りに必要な情報の不足。
- (14) ゲートウェイドラッグに位置づけられるタバコや電子タバコの規制。

**4 解決及び改善を図る上での対応策（関係機関への要望等）**

**[効果的かつ効率性の高い広報啓発活動の実施]**

- (1) 広報啓発活動のターゲットを若年層へ絞る。
- (2) 若年層が興味を引く真に効果のある（説得力のある）内容を広報する。
- (3) インターネットやSNS等若年層の利用の高い媒体による広報の実施。
- (4) 各機関や大学教授など有識者等との連携協力
- (5) 薬物乱用防止教育内容の充実(参加体験型学習形態、ライフスキル教育手法の導入。)
- (6) 中～高校生の学習義務化

**[全体]**

- (7) 司法、医療、教育、保健、福祉など各関係機関及び地域全体での連携協力。
- (8) 長期的な見通しをもった、全県的な取組みを実施。

# 若年層の大麻乱用拡大に対する取組み状況等

～令和元年5月14日付け事務連絡で事務局から照会した結果をとりまとめたもの～

## 1 考えられる要因・原因について

神戸刑務所	<p>①危険ドラッグの取締強化と厳罰化</p> <p>②啓発活動や社会的風潮等の様々な要因による、若年層の物質依存によるストレス解消方法としての喫煙離れ</p> <p>③若年層の携帯電話、スマートフォン所持率の増加とソーシャルメディアの普及</p> <p>④インターネット、ソーシャルメディアからの不正確な情報による大麻の依存性に対する誤認識や大麻使用に対する抵抗感の低下</p>
神戸地方検察庁	<p>① 直近における若年層の大麻乱用拡大の要因については、今後の調査等が更に必要であるが、これまでの調査結果等によれば、不良交友仲間やクラブ等の影響といった若年層の身近な環境において大麻事犯の使用が開始される状況が認められたことからすると、近年、さらに若年層の身近な生活圏に大麻が広がり、若年層にとって大麻を入手しやすい状況が拡大していることが、その要因の一つとして考えられる。</p> <p>② また、大麻事犯者が、一般的に覚せい剤事犯者と比べ、居住・生活状況が良好の者の比率が高い傾向があり、生活状況の乱れが少ない中で、若年者による安易な思考によって大麻を使用する状況が認められることからすると、若年層の大麻の問題点等に対する意識の低さを改善することができていないことも、大麻乱用拡大の一つの要因として考えられる。</p>
神戸税関	<p>① 指定薬物に対する取締強化（※）の結果、入手が困難となったことから、大麻の乱用が拡大したと考えられる。</p> <p>（※）平成27年4月の法改正により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する指定薬物（医療等の用途に供するものを除く。）が関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された</p>
近畿厚生局 麻薬取締部 神戸分室	<p>① 危険ドラッグからの大麻回帰による乱用拡大。</p> <p>② 大麻栽培器具等の販売業者がインターネットを介して受注、宅配等により全国的に栽培器具等配送することによって、全国各地の大麻乱用者が自ら栽培することが容易になる等、大麻草栽培が拡大。</p> <p>③ 海外に於ける大麻（医療用、嗜好用）使用合法化傾向による感化。</p>
兵庫県警察 本部刑事部 組織犯罪対策局 薬物銃器対策課	<p>①サイバー空間における誤った情報の氾濫・流布 インターネットやSNSなどによって、大麻の有害性を否定する誤った情報や、危険性を軽視するような情報が氾濫・流布されている。</p> <p>②20歳代は、大麻に対する警戒感の希薄化が顕著である 20歳代の乱用者は、大麻乱用軽視の理由として「合法の国がある」「タバコより害が少ない」「依存性がない」などの一部誤った情報を鵜呑みにしており、その結果大麻に対する警戒感が希薄している。</p> <p>③インターネット環境の普及 スマートフォンの普及により各人にインターネット環境が整い、匿名性の高い</p>

	<p>インターネットを通じた薬物密売が横行するなど、密売・購入方法が潜在化していること。</p> <p>④暴力団等の犯罪組織の資金源化 大規模栽培事犯は増加傾向にあり、暴力団等の資金源となっていることがうかがえる。</p>
兵庫県警察本部生活安全全部少年課	<p>①インターネットを通じて、大麻の有害性を否定する情報が流布されている。</p> <p>②覚醒剤等の薬物に比べて、大麻の危険性への認識が低い傾向にある。</p> <p>③危険ドラッグの危険性を感じ、又は入手困難となり、大麻へ移行している。</p>
企画県民部女性青少年局青少年課	<p>① 小・中学生のスマートフォン保有率も年々拡大しており、SNS等を使って容易にインターネット上で見知らぬ人とやりとりできる現状となっている。それに伴って、大麻の密売人や薬物使用者と接触する機会が増え、若年層の大麻乱用が拡大していると考えられる。</p>
健康福祉部健康局薬務課	<p>① スマートフォンの青少年への普及により、大麻等不正薬物の入手が容易になっていること、</p> <p>② インターネット上に「大麻はタバコよりも害が少ない」「たばこやアルコールよりも依存性が低い」といった間違った情報が氾濫しており大麻への警戒感が薄れていること、</p> <p>③ 又、若者ほど誘われて大麻を使用する比率が高く（平成30年調査（警察庁）より）、興味本位や人間関係を優先して手を出してしまう若者が多いこと等が考えられる。</p>
兵庫県精神保健福祉センター	<p>① インターネット等の普及により若年者の間で大麻は入手しやすくなっており、拡大しやすく、かつ潜在化しやすい。</p> <p>② また大麻を合法化している国もあることから身体への危険性が低い等の誤った情報があると推測する。</p>
県教育委員会事務局高校教育課	<p>①インターネット上の違法・有害サイトを通じて、手に入れることができる。</p> <p>②若年層の薬物の危険性に対する意識の低さ。</p>
県教育委員会事務局体育保健課	<p>①スマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境となり、匿名性の高いインターネットを利用した密売等密売ルートの巧妙化や潜在化。</p> <p>②児童生徒が、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係などの社会環境などによって薬物乱用が助長されること。</p>
神戸市保健所医務薬務課	<p>① 危険性が周知されていない。</p>
姫路市保健所総務課	<p>① インターネット等の利用が広く普及したことによって、若年層であっても容易に様々な情報を発信、また受信できるようになった。「大麻は依存性がない」、「たばこや酒よりも安全である」などの誤った情報、「他国では合法であるため大丈夫」などといった情報がSNSなどを通じて氾濫しており、インターネット上の情報を信じ、安易に使用に至ることも少なくない。また、インターネットなどの</p>

	<p>情報ツールを用いた大麻の入手手段が増加したことによって容易に入手できる。</p> <p>②家庭においてもスマートフォンが低年齢に広く普及したことによって、親が知らないうちに子どもが有害な情報を入手したり、交友関係が分からなかったりという環境が変化した。</p> <p>③友人から誘われた際に拒否することが困難となる若年層における人間関係性。</p>
尼崎市保健所保健企画課	<p>① 海外で大麻が解禁されていることもあり、他の薬物に比べて危険性の認識が低いこと。</p> <p>②SNS やネットショッピングの普及により、大人の目に触れることなく売買が可能になったこと。</p> <p>② また、正しい知識がないまま、誘われて使用してしまうこと。</p>
あかし保健所総務課	<p>① 若年層がインターネット上の「タバコよりも害が少ない」、「タバコやアルコールよりも依存性が低い」といった誤った情報を鵜呑みにしているため。</p> <p>②また、海外に大麻使用が合法的な国があるという情報から大麻は危険ではないと誤認をしているため。</p>
兵庫県薬剤師会	<p>①間違った知識を持って気軽な気持ちで試してしまう（タバコより害が少ない）</p> <p>②所持・栽培でしか、取締り対象にならない（使用に対する罰則なし）</p> <p>③手に入りやすい環境（ネット、携帯電話の普及）</p> <p>④流通価格の低額（覚醒剤に比べ）</p>
兵庫県私学総連合会	<p>①SNSの普及による「悪い情報」の拡散、誘惑、入手のしやすさ。</p> <p>②グローバル化の影響で、外国からの常習者や、外国へ行って経験した日本人が国内へ持ち帰る。</p> <p>③外国では（条件付きながら）合法化されている国もあるという曖昧さ。</p> <p>④犯罪組織が新たな資金源として、社会経験の浅い若者を狙っている。</p> <p>⑤大人も含めた、社会全体の規範意識の低下。</p>
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	<p>①ファッション性、芸能人等著名が使用し報道されるため。</p> <p>②覚せい剤と比較し依存性がない、精神症状がない等、比較的安全であるとの誤った認識があるため。</p> <p>③カナダ等、比較的親近感を持つ国で合法であるとの情報が拡散しているため。</p> <p>③ 海外渡航時の興味本位の使用が継続しているため。</p>

## 2 取組状況等について

神戸拘置所	<p>当所の収容状況について、大麻乱用の事案が非常に少ない状況にある（過去2年で1名のみである）ため、大麻に特化した指導は行っていない。</p>
神戸刑務所	<p>令和元年5月16日現在において、当所収容者の平均年齢が51.1歳、全収容者に占める30歳未満の割合は3.7%であり、若年層に特化した取組は行っていないが、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者と同様に、大麻に対する依存がある者に対しても、薬物依存離脱指導各種プログラムを実施している。</p>

神戸保護観察所	薬物再乱用防止プログラムの受講を義務づけることができるのは刑事処分を受けた者（原則成人）のみだが、大麻を含む薬物乱用のある保護観察処分少年、少年院仮退院少年に対しては、本人及び保護者等の同意を得て任意で実施することが可能。
神戸地方検察庁	現状における検察庁の取組としては、一連の刑事手続の一過程を担う機関として、個々の事案において、検察官が、送致された被疑者に対し、規範意識の強化、今後大麻に関わることを絶つための動機付けを図るための機会となるように徹底した捜査及び公判により、相応の処罰を得るように心がけている。
神戸税関	<p>①密輸等に関する情報収集の強化</p> <p>ア 街頭キャンペーンを行い、広く一般県民に広報し、密輸等の情報提供の呼びかけ</p> <p>イ 税関協力員等、民間との協力関係構築による情報収集の強化</p> <p>ウ 国際情報センター室を通じた国際的な意見交換</p> <p>②密輸取締体制の強化・充実</p> <p>ア 春、秋、年末に取締強化月間を定め、集中取締りを実施</p> <p>イ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期に入手し、検査対象を絞った重点的な取締りの実施</p> <p>ウ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締検査機器を活用した密輸取締り</p> <p>③更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化 関係取締機関との更なる連携強化</p>
近畿厚生局 麻薬取締部 神戸分室	<p>① 大麻栽培器具等販売業者からの購入者に対して、各都道府県警との合同捜査を含めた徹底した取締りの実施。</p> <p>② 国際会議において我が国として、1961年麻薬の単一条約批准国の内、大麻合法化を進める国々に対して、合法化に異議を唱える国々と連携して我が国の立ち位置を明確にし、条約改正について慎重な議論をするべき旨を主張。</p>
兵庫県警察 本部刑事部 組織犯罪対策局 薬物銃器対策課	<p>①検挙 全薬物事犯 665 名、うち大麻事犯 269 名（約 40%）</p> <p>②大麻事犯内訳 全薬物事犯検挙人員 665 名 うち大麻事犯検挙人員 269 名 少年 51 名（男性 35、女性 16）、成人 218 名（男性 191、女性 27） 30 歳未満 192 名、30 歳以上 77 名</p> <p>③薬物乱用防止キャンペーン等 キャンペーン 13 回 薬物乱用防止講話 79 回</p>
兵庫県警察 本部生活安全部 全部少年課	<p>①大麻等の薬物乱用に関する正しい知識の周知徹底を図る為、県内小中学校、高校等へ当課少年サポートセンター勤務員が出向き、薬物乱用防止教室を実施している。</p> <p>②青少年に対し、インターネット等を通じた薬物乱用防止啓発広報の強化。</p> <p>③相談窓口の教示。</p>

	④垂水病院と連携した薬乱少年の立ち直り支援活動(H31年4月より開始) 詳細は別添資料のとおり
企画県民部 女性青少年 局青少年課	① 「保護者のためのネット利用ガイドブック VOL.5」を作成するにあたり、ネットを通じて青少年が大麻等を購入する事案が増加していることを新たに記載し、啓発を行っている。 ② また、青少年本部が発行している非行防止対策啓発リーフレット「みんなで守ろう社会のルール！」においても、薬物乱用の危険性を伝えている。
健康福祉部 健康局薬務 課	①教育機関等と連携し、小中高校生を対象とした薬物乱用防止教室に講師を派遣し、大麻の乱用による危険性や害等の知識の啓発に加え、断る場面を想定する等、薬物を拒絶する規範意識の向上について啓発を図っている。 ②青少年が多く集まりそうな祭り会場、駅前、ショッピングセンター等において薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施している。 ③平成30年度は、若者向けの大麻乱用防止啓発リーフレット(別添参照)を作成し、リーフレット表面は全て内閣府作成のマンガを掲載し、続きはQRコードで案内する等、若者が興味を惹きそうなデザインとした。
兵庫県精神 保健福祉セ ンター	① 薬物を使用している本人、家族には電話及び面接での個別相談、医師相談を行ない、状況に応じた支援を実施している。集団指導では薬物関連問題家族教室を実施している。 ② また、家族、支援者向けの研修やリーフレットを作成して普及啓発を行い、健康福祉事務所、保健所等への技術指導を実施している。
県教育委員 会事務局高 校教育課	①啓発資料の配布 ②県立学校生徒指導部長会等の研修における周知 ③地区別生徒指導協議会での周知と研修 ④校内研修の実施推進
県教育委員 会事務局体 育保健課	①薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する講習会を開催し、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資材等の提供をするとともに、指導方法や指導内容の充実強化を図っている。 ②薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を配布し、周知を図っている。 ③学校における薬物乱用防止教育が学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。
神戸市保健 所医務薬務 課	教育委員会と連携。
姫路市保健 所総務課	① ホームページ等を用いて大麻を始めとする違法薬物の危険性や有害性について、正しい知識を普及啓発している。 ② 教育機関においては、市教育委員会が兵庫県警(姫路少年サポートセンター)と連携し、学校を訪問し、薬物乱用防止教室を実施している。学校によっては、それぞれの学校薬剤師やライオンズクラブなどに直接依頼し、薬物乱用防止教室を实

	<p>施している。</p> <p>② また、教職員が集まる会議等においては、若年層の大麻事犯が増加している現状や保健所等から提供した啓発資材等を配布し、学校においても薬物乱用防止対策の体制を強化している。</p>
尼崎市保健所保健企画課	市内の中学生に、大麻にとどまらず薬物全般に対する正しい知識を知ってもらい、薬物に手を出さないよう啓発するため、巡回パネル展示を実施する。
あかし保健所総務課	明石市薬物乱用防止啓発活動等実施要領を平成 31 年 4 月 1 日より施行し、当該要領に基づき、市内の小学校、中学校、高等学校及び大学等において薬物乱用防止に関する講習会や啓発資材の貸出等を実施する予定。
兵庫県防犯協会連合会	警察本部少年課と連携した、薬物乱用少年に対する早期の立ち直り支援（病院初診料の一部補助支援）
兵庫県薬剤師会	<p>①大麻の危険性の周知徹底の為の薬物乱用防止教室の小・中学校における開催（大麻の危険度を甘く見ている）</p> <p>②薬物乱用防止の為のパフレット配布</p> <p>③①の講師を育成する為の研修会開催</p>
兵庫県私学総連合会	① 当連合会の立場では、直接、若年層（生徒）との接点はなく、教員への啓発活動がメインとなる。生徒指導連絡協議会、養護教員研究会ほか、機会あるごとに、兵庫県警等の協力を得ながら、啓発活動をしている。
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	<p>①初診・救急等で大麻を含め違法薬物使用が疑われた場合、極力薬物検査を勧める。</p> <p>②有毒性や依存性、精神的影響を説明し、乱用や依存からの脱却の必要性を説明する。</p> <p>② 専門医療機関の受診や自助グループへの参加等の情報提供を行う。</p>

### 3 取組等を実施する上での課題・問題点等について

神戸拘置所	<p>覚せい剤取締法違反で受刑する者の過去の犯罪歴等を確認したところ、大麻の経験を経て、より強い効能を求めて、覚醒剤の使用に至った者が多い。しかしながら、大麻のみの使用者については、覚醒剤使用に陥るといった危機感も薄く、関係機関と連携しながら、教育現場での指導をすることが有効と考える。</p>
神戸刑務所	<p>若年層への取組等を実施する上での課題・問題点等については、特になし。</p> <p>「2 取組状況等について」の薬物依存離脱指導各種プログラムについては、各種プログラムのテキスト内容が覚醒剤を主としていることから、回復の各段階における身体症状、引き金への対処法等、大麻と覚醒剤では若干異なることと、大麻に対する依存がある者は他の薬物依存がある者と比較して大麻使用への罪障感に欠ける者が見られることから、薬物依存離脱指導への動機が高まりにくいことが挙げられる。</p>

神戸地方検察庁	「2取組状況等について」で挙げた取組の更なる充実が今後の課題の一つであるが、さらに、若年層の大麻乱用拡大を防ぐ取組においては、当該大麻事犯のみに着目するのではなく、入手経路の解明を行い、密売人等についても徹底した捜査及び公判を遂行することにより、厳格な処罰を加える必要がある。
神戸税関	①問題点 膨大な数の貨物、旅客、乗組員等に対して、検査対象を絞った重点的な取締りを実施するための情報が不足している点 ②課題 上記情報の効率的、かつ、効果的な収集
近畿厚生局 麻薬取締部 神戸分室	① 前科を有しない大麻取締法違反被疑者に対して、再乱用防止プログラムを受講させることによる再犯の防止。 ② 高校を中退等した後、就職又は未就労の若年層への啓発、予防活動。
兵庫県警察 本部刑事部 組織犯罪対策局 薬物銃器対策課	①若年層の意識改革の困難化 若年層はインターネットや友人知人間での情報を鵜呑みにしやすいうえ、乱用者自体が薬物乱用防止教育に触れる機会が少ない。また、薬物乱用防止教育の効果も即効性がないため、意識改革は容易ではない。 ②供給・栽培が容易 覚せい剤等とは違い、大麻は栽培が容易であり、かつインターネットなどにより、密売情報だけでなく栽培方法にかかる情報も氾濫している。 ③ 密売方法の多様化・潜在化・匿名化 匿名性の高いダークウェブやインターネットを利用した密売が横行し、誰もが密売情報に触れることが可能である。
兵庫県警察 本部生活安全部 全部少年課	① キャンペーン、非行防止教室開催時の資料等の資機材の不足 ② DVD等映像による啓発は効果的であるが、1本当たりの単価が高価である。
企画県民部 女性青少年局 青少年課	フィルタリングの利用率が伸び悩んでおり、青少年が有害サイト等にアクセスしやすくなっている。それには、保護者のフィルタリングに対する意識が低いこと、携帯電話事業者の販売窓口で、青少年が利用する携帯電話・スマートフォンの契約時に、フィルタリング利用の説明を徹底できていないこと等が考えられる。
健康福祉部 健康局 薬務課	大麻のみならず少年の薬物事犯には有職無職少年が多いため、これら少年に対する啓発を効果的に実施することが今後の課題。 なお、有職無職少年に対する啓発は、義務教育期間中の在学時に行っておくことが望ましく、今後、県下小中学生を対象とした啓発リーフレットの作成・配付等を検討したいと考えている。
兵庫県精神保健福祉センター	① 「ダメ！絶対」は薬物使用防止への対策に重点をおいているが、当センターでは、主として依存症対策に取り組んでいる。違法性に力点を置くのではなく、依存症を疾患としてとらえ、再発防止への理解が得られるように取り組むことが必要である。 ② 依存症者や家族を支援するためには、司法、医療、保健、福祉などの多機関や

	民間団体などとの連携が必要である。
県教育委員会事務局 高校教育課	ゲートウェイドラッグと位置づけられるタバコや電子タバコの規制について。
県教育委員会事務局 体育保健課	①薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する講習会において、薬物乱用が、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係などの社会環境などによって助長されることから、それらに適切に対処することができるような指導方法の工夫について講習内容の検討が必要。 ②薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催することになっているが、学校保健計画に位置付けられていない学校が多い。
神戸市保健所 医務薬務課	適切な教材・資料、授業時間の割り当て
姫路市保健所 総務課	① 若年層が多く利用すると考えられる施設（商業施設やドラッグストア、コンビニなど）においてポスターの掲示やリーフレットの設置を依頼したいと考えており、薬局・店舗販売業者向けの講習会において協力を求めたが協力施設は少なく、積極的な広報、啓発活動に繋がっていない現状がある。今後も継続して協力施設を開拓していく予定である。 ② また、市の広報媒体等では若年層が閲覧する機会が少ないと思われるため、啓発方法を工夫する必要がある。
尼崎市保健所 保健企画課	「2取組状況等について」で挙げた巡回パネル展示について、パネルが一組しかないため、3年に一度しか掲示できない。
あかし保健所 総務課	「2取組状況等について」で挙げた取組については開始したばかりのため、明確な課題・問題点等は見えていない。
兵庫県薬剤師会	①「2取組状況等について」で挙げた研修会を開催する為の教材、パワーポイント不足 ②「2取組状況等について」で挙げた薬物乱用防止教室の小・中学校における開催を進めていく上で、厚労省と文科省との板ばさみにより、実際、講師をする方（薬剤師）がやりづらい
兵庫県私学総連合会	①若年層の効果の程度がわからない。 悲惨な結果を招いた、生々しい事例を挙げた方が効果的であるかもしれない。
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	①司法化すべきと思われる事例があるが、法律の理解や通報の可否判断が難しい。 ②ゲートウェイドラッグとして、覚せい剤やシンナーの併用や移行例が散見され、治療困難例である場合が多い。

#### 4 解決及び改善を図る上での対応策（関係機関への要望等）

神戸刑務所	<p>① 「3取組等を実施する上での課題・問題点等について」で挙げた課題・問題点等に対しては、テキストに記載されていない大麻に関する身体症状や対処方法等について指導担当者が補足することで対応している。</p> <p>② 若年層の大麻乱用拡大に伴い、今後、当所でも大麻に対する依存がある者の増加が予想されることから、当所に收容される者の使用薬物の状況を注視しながら薬物依存離脱指導の内容等を検討することで、大麻乱用拡大に対応したい。</p>
神戸地方検察庁	<p>大麻取締法違反を犯した者に対する再犯防止策としては、その者の周辺にいる大麻等の薬物関係者を徹底的に摘発することであり、取調べにおいて、周辺者に関する情報も十分に聴取することが考えられる。</p>
神戸税関	<p>関係各機関が保有する情報を共有し、対象を絞った重点的な取締りを実施する</p>
近畿厚生局 麻薬取締部 神戸分室	<p>① 関係機関との連携による再犯防止。</p> <p>② 国際会議における議論の趨勢に注視し、適宜発言する等大麻合法化を阻止。</p> <p>③ 高校生，大学生及び未就労等の若年層への予防，啓発活動。</p>
兵庫県警察 本部刑事部 組織犯罪対 策局薬物銃 器対策課	<p>①若年層をターゲットとした広報啓発活動</p> <p>    広報啓発活動のターゲットを若年層に絞り、合理的で効率性の高い広報を実施する必要がある。</p> <p>    またその内容も若年層が興味を引くような真に効果のある内容とする。</p> <p>    既存の広報啓発活動を見直し、各機関が協力し、知恵を出し合って、新たな広報活動を検討する。</p> <p>②効果的な広報</p> <p>    関係機関や大学教授など有識者による協力獲得・説得力のある広報が必要、また方法もインターネットやSNSなど若年層の利用の高い媒体による広報が必要である</p> <p>③ 密売事犯・栽培事犯の検挙による供給の遮断</p> <p>    徹底的な突き上げにより、供給元や栽培工場を検挙し、末端利用者への供給の遮断が必須である</p>
兵庫県警察 本部生活安 全部少年課	<p>各機関が独立した啓発活動のみではなく、長期的な見通しを持った、全県的な取り組みが必要と思われる。</p>
企画県民部 女性青少年 局青少年課	<p>今後もフィルタリング利用の周知啓発を行うとともに、フィルタリングの利用率を向上させるため、フィルタリングの説明を徹底できていないと思われる販売店に対して立入指導等を行い、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境を整備していく。</p>
健康福祉部 健康局薬務 課	<p>青少年への啓発においては、青少年が興味を引くようなデザイン、方法等により行うことが求められる。</p> <p>そのためには、教育機関など各関係機関と連携し、知恵を出し合って実施していくことが重要であると考えており、連携強化について御協力をお願いしたい。</p>

兵庫県精神保健福祉センター	司法、医療、保健、福祉などの多機関や民間団体と互いの役割をよく知り、連携を図る。また、「依存症」に対する偏見をなくしていくよう啓発に努めたい。
県教育委員会事務局高校教育課	広報、周知の工夫。
県教育委員会事務局体育保健課	①今年度の薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する講習会を参加体験型学習形態、ライフスキル教育手法を導入する等内容の充実を図る。 ②行政担当者連絡会議等で学校における薬物乱用防止教育の啓発を充実させ、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付けるよう周知を図る。 ③薬物乱用防止教室の開催率の低い国立学校や私立学校にも薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する講習会への参加を呼びかけ、取組の充実を図る。 ④薬物乱用防止教室講習会の開催率を義務教育課、高校教育課と情報共有し、多方面から薬物乱用防止教育の啓発を図る。
神戸市保健所医務薬務課	中～高校生の学習義務化（学習時間の増加、資料配布）
姫路市保健所総務課	大麻の危険性や有害性について正しい知識を普及啓発していく必要があり、対応しているところであるが啓発方法を工夫する必要があると考えている。普及啓発が広く浸透するよう地域全体で取り組んでいくように引き続き関係機関等と連携し対応していく。
兵庫県薬剤師会	①「3取組等を実施する上での課題・問題点等について」で挙げた厚労省と文科省との板ばさみの件。厚労省(STOP ザ薬物)と文科省(薬物乱用防止教室)の連携を切に願う。 ②資料(冊子)※を作成し、配付(マニュアル) ※しっかりとした本の様なもの
兵庫県私学総連合会	啓発活動と並行して、徹底した取り締まりと罰則の強化。
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	① 啓発活動のさらなる充実が必要なのではないか。 ② 司法対応についての統一されたマニュアルが必要ではないか。

# 令和元年度薬物乱用防止対策実施方針（案）

令和 年 月 日

※ 下線部は平成30年度からの変更部分

兵庫県薬物乱用対策推進会議

## 趣 旨

麻薬・向精神薬・覚醒剤・シンナー等薬物の乱用が全国的に蔓延し、とりわけ次代を担う青少年の大麻乱用が拡大し、また薬物乱用者による凶悪な犯罪が発生するなど、薬物の乱用は深刻な社会問題となっている。

兵庫県においても薬物乱用問題は、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等乱用薬物の多様化、危険ドラッグなどの新たな乱用薬物の出現、流通の巧妙化・潜在化、薬物に対する警戒心や抵抗感の薄れ、規範意識の低下等により薬物乱用の更なる拡大、低年齢化などが懸念される。

本方針は、このような薬物情勢を踏まえ、基本目標とその基本目標を達成するための各分野ごとの目標を定めることにより、県民、団体、関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的な薬物乱用防止対策を推進するものとする。

## 基 本 目 標

第三次覚醒剤乱用期を一刻も早く終息させるため、各関係機関・団体の協力のもと、薬物乱用を拒絶する県民意識の醸成を図るとともに、薬物汚染のない社会づくりを進める。

### 目標1【取締りの強化】

薬物密売組織の壊滅を図るとともに末端乱用者に対する取締りを徹底する。  
また、危険ドラッグなどの新たな乱用薬物に対する監視を強化し、迅速な指導、取締りを行う。

### 目標2【密輸対策の強化】

薬物の密輸を水際でくい止める。

### 目標3【再乱用防止対策の強化】

薬物依存・中毒者の治療、社会復帰への支援によって再乱用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する。

### 目標4【青少年薬物乱用防止対策の強化】

小・中・高校生を中心に薬物乱用の危険性及び薬物を拒絶する規範意識の向上について啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。

# 令和元年度兵庫県薬物乱用対策推進会議取組事業(案)

## 目標 1 : 取締りの強化

### 1 現状と課題

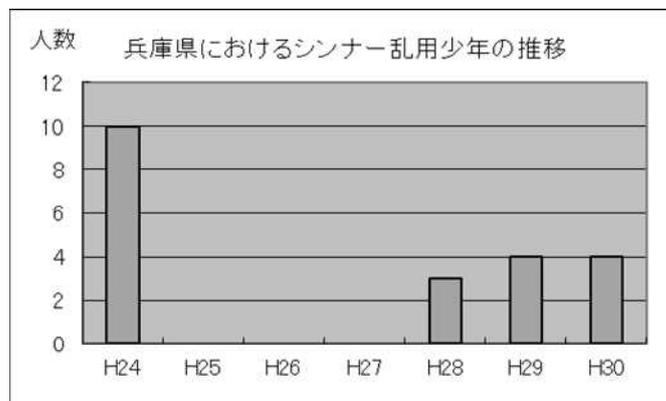
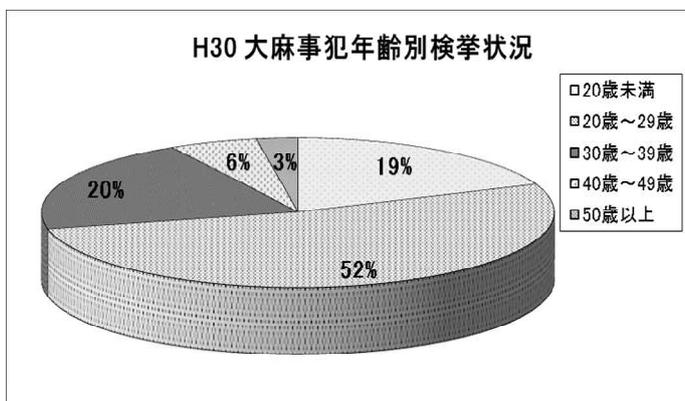
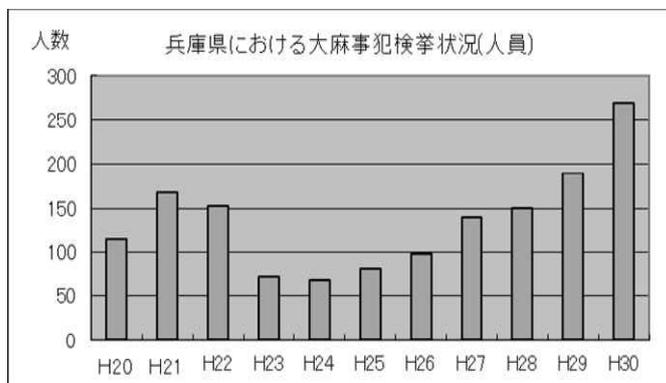
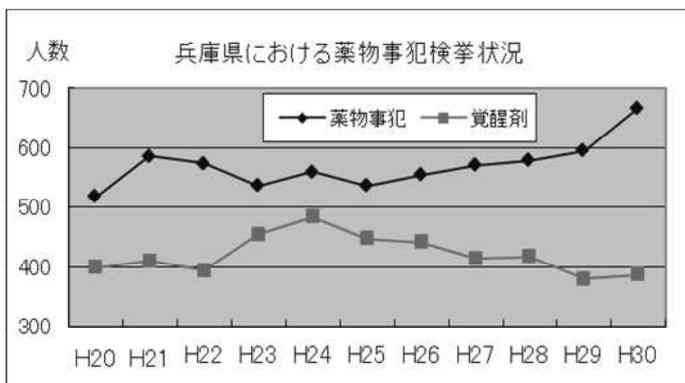
#### (1) 現状

##### ア 県内の検挙状況について

平成 30 年中の県内における薬物事犯の検挙人員は 665 人と平成 29 年の 595 人と比べ 70 人(+11.8%)増加した。そのうち、覚醒剤事犯の検挙人員は 386 人と平成 29 年の 379 人と比べ 7 人(+1.8%)増加し、全薬物事犯の検挙人員の約 6 割(58.1%)を占め、さらに再犯者は、386 人中 226 人(58.5%)と半数以上を占めるなど、依然として覚醒剤の根強い需要がうかがえる。

大麻事犯の検挙人員は 269 人と平成 29 年の 189 人と比べ 80 人(+42.3%)増加しており、年齢別に見ると 30 歳未満が 192 人(71.4%)と平成 29 年の 118 人(62.4%)から 74 人増加した。また初犯者は 269 人中 244 人(90.7%)で、依然として若年層を中心に大麻乱用が認められる。(表 1-1、1-2、1-4)

シンナーによる少年の検挙は 4 人(男 4 人、女 0 人)となっている。(表 1-3)



## イ 密売方法について

携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを利用した密売方法がより巧妙化し、乱用者にとっては薬物がより容易に入手できるようになっている。

## ウ 危険ドラッグについて

危険ドラッグ販売店に対する警察、近畿厚生局麻薬取締部、県等による指導、取締りの強化、及び「薬物の濫用の防止に関する条例」制定による規制強化等により、県下で最高 35 か所あった販売店を平成 27 年 2 月末に全て廃業させるに至った。

一方で、危険ドラッグの販売形態が、これまでの店頭販売型からインターネットや携帯電話を利用した無店舗・配達形式に移行しているとも言われ、その存在や販売方法が巧妙化・潜在化することが懸念されている。

## エ 正規流通医薬品等について

我が国の医療用の麻薬等による不正使用事犯は非常に少ない。これは、厳格な法規制や、厳正な取扱いの徹底の浸透により、不正な使用や譲渡が防止されたためであるといえる。

しかし、平成 30 年には、県内で複数薬局を経営する薬剤師が、利益を上げるために、適法に薬局で購入した向精神薬等を自ら各薬局から持ち出し、インターネットを介して知り合った密売人に不正販売し、密売人がそれを一般客に転売することで、それぞれが利益を得るといった不正譲渡事案等が発生している。

## (2) 課 題

ア 薬物事犯検挙者数が高水準で推移しており、覚醒剤が約 6 割を占めている。

イ 若年層を中心とした大麻乱用が認められる。

ウ 携帯電話やインターネットの悪用等密売方法が巧妙化している。

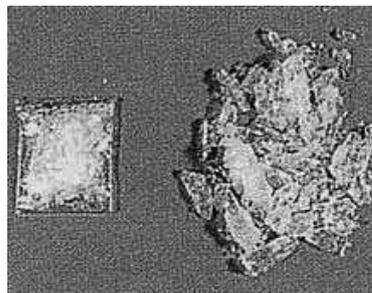
エ 危険ドラッグ販売店等が潜在化している。

オ 向精神薬の不正流通及び乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。

乾燥大麻(マリファナ)



覚 醒 剤



危険ドラッグ



2 [目標1：取締りの強化] のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 組織犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物犯罪組織の壊滅(警、近麻、海保)</li> <li>・ <b>暴力団等による密輸・密売の取締り(警、近麻、海保)</b></li> <li>・ <b>上部被疑者への突き上げ捜査の徹底(警、近麻、海保)</b></li> <li>・ <b>組織的な密輸・密売事犯に重点指向した取締り(警、近麻)</b></li> </ul>
(2) 犯罪収益対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>麻薬特例法等を活用した捜査の推進(警、近麻、海保)</b></li> <li>・ <b>犯罪収益の没収・追徴等犯罪収益対策の推進(警、近麻)</b></li> </ul>
(3) 巧妙化する密売方法への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締用装備、資器材等の拡充(警、近麻)</li> <li>・ サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶(警、近麻)</li> </ul>
(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>薬物末端乱用者に対する取締りの徹底と突き上げ捜査の推進(警、近麻)</b></li> <li>・ 大麻、シンナー等薬物乱用少年の取締り、たまり場等の総点検活動(警、近麻)</li> </ul>
(5) 正規流通の指導監督の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンナー等取扱事業場に対する監督指導による労働者の健康障害の予防(労)</li> <li>・ <b>麻薬等取扱施設への立入検査(近麻、健)</b></li> <li>・ <b>向精神薬の不正流通等の情報収集と関係機関との連携強化(医、薬、警、近麻、健、保)</b></li> <li>・ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する説明会(医、薬、健)</li> <li>・ 毒物劇物営業者に対する立入検査(健、保)</li> </ul>
(6) 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県薬物乱用防止対策推進会議の設置・運営(健)</li> </ul>
(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>大麻等薬物の危険性・有害性等についての広報啓発(警、近麻、健、保他)</b></li> <li>・ <b>乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動の推進(警、近麻、健、保他)</b></li> <li>・ 危険ドラッグ販売店等への立入検査、指導(警、近麻、健、保)</li> <li>・ 危険ドラッグを販売する店舗や薬物乱用の場所となる深夜営業飲食店等の実態把握と取締り(警、近麻、健)</li> <li>・ 危険ドラッグの買上、検査(近麻、健)</li> </ul>

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「海保」は、神戸海上保安部、「健」は、県健康福祉部、「保」は、保健所設置市、「労」は、兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会

### 3 指標

表1-1 薬物事犯検挙人員状況（兵庫県）

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯	554	570	579	595	<u>665</u>
覚醒剤事犯	441	414	417	379	<u>386</u>
大麻事犯	98	140	150	189	<u>269</u>
麻薬・向精神薬・あへん事犯	15	16	12	27	10
錠剤型麻薬(MDMA)	0	0	0	0	0

兵庫県警察本部調べ

薬物事犯検挙人員状況（全国）

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯	13,121	13,524	13,411	13,542	<u>13,862</u>
覚醒剤事犯	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
大麻事犯	1,761	2,101	2,536	3,008	<u>3,578</u>
麻薬・向精神薬・あへん事犯	402	401	418	421	416
錠剤型麻薬(MDMA)	62	45	38	42	<u>50</u>

兵庫県警察本部調べ

表1-2 兵庫県における大麻事犯年齢別検挙状況

年別 年齢別	H29		H30		増減	
	検挙人員	構成比(%)	検挙人員	構成比(%)	検挙人員	増減比(%)
合計	189		<u>269</u>		<u>+80</u>	<u>42.3%</u>
20歳未満	34	18.0%	<u>51</u>	<u>19.0%</u>	<u>+17</u>	<u>50.0%</u>
20歳～29歳	84	44.4%	<u>141</u>	<u>52.4%</u>	<u>+57</u>	<u>67.9%</u>
30歳～39歳	50	26.5%	<u>55</u>	<u>20.4%</u>	<u>+5</u>	<u>10.0%</u>
40歳～49歳	13	6.9%	<u>15</u>	<u>5.6%</u>	<u>+2</u>	<u>15.4%</u>
50歳以上	8	4.2%	7	2.6%	-1	-12.5%

兵庫県警察本部調べ

表1-3 薬物乱用少年の推移(兵庫県)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物乱用少年	10	37	35	44	<u>60</u>
うち覚醒剤	6	10	9	2	4
うち大麻・麻薬等	4	27	23	38	<u>52</u>
うちシンナー	0	0	3	4	4

薬物乱用少年の推移(全国)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物乱用少年	192	281	373	413	<u>556</u>
うち覚醒剤	92	119	136	91	<u>96</u>
うち大麻・麻薬等	86	155	224	311	<u>453</u>
うちシンナー	14	7	13	11	7

(注) シンナーは、毒物及び劇物取締法の吸入及び吸入目的所持事犯（興奮作用等有する毒劇物の摂取・所持）のみを計上した。

兵庫県警察本部調べ

表1-4 兵庫県における薬物事犯の初犯者検挙状況(人員)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯(麻薬、大麻、覚醒剤)	554	570	579	595	<u>665</u>
うち初犯者	266	314	310	341	<u>413</u>
構成比(%)	48.0	55.1	53.5	57.3	<u>62.1</u>
覚醒剤事犯	441	414	417	379	<u>386</u>
うち初犯者	166	175	167	149	<u>160</u>
構成比(%)	37.6	42.3	40.4	39.3	<u>41.5</u>
大麻事犯	98	140	150	189	<u>269</u>
うち初犯者	85	124	132	165	<u>244</u>
構成比(%)	86.7	88.6	88.0	87.3	<u>90.7</u>

兵庫県警察本部調べ

表1-5 薬物押収量(兵庫県)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤(g)	61.7	4,926.0	8,661.6	512.6	147.4
乾燥大麻(g)	1,601.1	409.2	868.1	6,678.3	17,094.6
大麻樹脂(g)	2.8	1,035.7	0.0	145.0	2.3
MDMA(錠)	90	2	5	2	1
ヘロイン(g)	0.0	0.0	0.0	0.0	<u>0.61</u>
コカイン(g)	0.016	97.0	101.9	1.8	1.5

兵庫県警察本部調べ

薬物押収量(全国)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤(kg)	487.5	429.8	1,495.4	1,118.2	<u>1,138.6</u>
乾燥大麻(kg)	165.0	101.0	133.1	175.4	<u>280.4</u>
大麻樹脂(kg)	36.7	3.9	0.9	20.7	2.9
MDMA等(錠)	471	981	5,019	3,109	<u>4,456</u>
ヘロイン(kg)	0.0	2.0	0.0	70.3	0.0
コカイン(kg)	2.2	18.5	18.3	9.6	<u>42.0</u>

兵庫県警察本部調べ

表1-6 薬物事犯検挙人員に占める暴力団・来日外国人関係者数

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	検挙人員	554	570	579	595	<u>665</u>
	うち暴力団関係者	168	211	199	178	163
	比率(%)	30.3	37.0	34.4	29.9	24.5
	うち来日外国人	15	14	6	13	8
	比率(%)	2.7	2.5	1.0	2.2	1.2
全国	検挙人員	13,121	13,524	13,411	13,542	<u>13,862</u>
	うち暴力団関係者	6,617	6,383	5,781	5,562	5,457
	比率(%)	50.4	47.2	43.1	41.1	39.4
	うち外国人	778	817	868	1,058	1,018
	比率(%)	5.9	6.0	6.5	7.8	7.3

兵庫県警察本部調べ

表1-7 麻薬・向精神薬の盗難、所在不明等件数

麻薬		H25	H26	H27	H28	H29
全国	盗難	11	10	10	8	<u>12</u>
	所在不明	314	322	264	318	257
兵庫県	盗難	0	1	0	0	0
	所在不明	1	2	4	7	<u>10</u>

向精神薬		H25	H26	H27	H28	H29
全国	盗難	31	11	14	22	20
	所在不明	36	18	19	23	<u>26</u>
	詐取	57	88	52	32	<u>67</u>
兵庫県	盗難	0	2	1	0	<u>1</u>
	所在不明	5	2	0	0	<u>2</u>
	詐取	1	4	3	1	1

厚生労働省、兵庫県調べ

表1-8 兵庫県における麻薬、向精神薬、覚醒剤等取扱者への立入検査状況(30年度)

	立入検査			違反発見		違反処分		
	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
麻	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
	4,768	848	17.8	8	0.94	8	0	0
向	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
	3,207	1,077	33.6	1	0.09	1	0	0
覚	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
	2,745	898	32.7	6	0.67	6	0	0

兵庫県調べ

## 目標 2 : 密輸対策の強化

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

全国の税関における摘発状況(表 2-1、表 2-2)

平成 30 年中の不正薬物全体の摘発件数は 886 件(前年比 13%増)、押収量は約 1,493kg (前年比 8%増) となり、深刻な状況が続いている。特に覚醒剤は史上初めて、“3 年連続の 1 トン超え” となる大量摘発となったが、大麻、麻薬、指定薬物も顕著な増加傾向を示しており、密輸形態の多様化も含め、全体的に拡大傾向がみられる。

#### [覚醒剤事犯]

摘発件数は 171 件(前年比 13%増)、押収量は約 1,156kg (前年比 0.3%減) となった。

#### ➤多様化する密輸形態

- ・航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯を摘発したほか、船舶旅客(クルーズ船)による事犯も摘発
- ・商業貨物による事犯は 24 件(前年比約 2.2 倍)、国際郵便物による事犯は 52 件(前年比約 1.4 倍)と増加しており、特に商業貨物は押収量も約 950kg (前年比約 2.4 倍)と急増

#### [大麻事犯]

摘発件数は 230 件(前年比 35%増)となり、平成 17 年以来の 200 件超えとなった。また、押収量も約 156kg (前年比 20%増)と、急増した前年を更に上回る増加ぶり

#### ➤“急増傾向の拡大”

- ・4 年連続で 100 件を超える状況
- ・航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯も摘発

#### [麻薬事犯]

摘発件数は 229 件(前年比約 1.4 倍)、押収量は約 165kg (前年比約 2 倍)と増加

#### ➤“コカインとMDMAの急増”

- ・コカインの押収量(約 152kg (前年比約 15.5 倍))及びMDMAの押収量(約 9kg (前年比約 80.4 倍))が急増
- ・コカインの押収量は過去最高

#### [指定薬物事犯]

摘発件数は 218 件(前年比 21%減)、押収量は約 16kg (前年比約 1.9 倍)と、件数はやや減少したものの押収量が急増

#### (2) 課題

- ア 不正薬物の密輸入隠匿手口の巧妙化・多様化への対応
- イ 密輸入組織に狙われやすい地方港、地方空港等への対応
- ウ 外国人グループ及び暴力団組織等によって広域化する薬物犯罪への対応

## 2 [目標2：密輸対策の強化] のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 密輸等に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭キャンペーンを行い、広く一般県民に広報し、密輸等の情報提供の呼びかけ（警、税、海保）</li> <li>・ 税関協力員等、民間との協力関係構築による情報収集の強化（税、海保）</li> <li>・ 国際情報センター室を通じた国際的な情報交換（税）</li> </ul>
(2) 密輸取締体制等の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な管内小規模港湾・漁港の巡視警戒（海保）</li> <li>・ 神戸税関では春、秋、年末に、神戸海上保安部では5、10月を取締強化月間と定め、集中取締りを実施（税、海保）</li> <li>・ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期入手し、検査対象を絞った重点的な取締りの実施（税）</li> <li>・ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締機器を活用した密輸取締り（税）</li> </ul>
(3) 更なる密輸ルート の 解明 と 海空路による密輸への対応の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係取締機関との更なる連携強化（警、税、海保）</li> </ul>

「警」は、警察、「税」は、神戸税関、「海保」は、神戸海上保安部

### 3 指標

表2-1 主な不正薬物の密輸摘発実績（全国の税関摘発分）

（件）

種類	年	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
覚醒剤	件	174	83	104	151	171	113%
	kg	549	422	1,501	1,159	1,156	100%
大麻	件	99	122	118	171	230	135%
	kg	74	34	9	131	156	120%
大麻草	件	52	58	81	115	129	112%
	kg	35	29	6	117	143	122%
大麻樹脂	件	47	64	37	56	101	180%
	kg	40	6	3	13	13	98%
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	91	213	182	170	229	135%
	kg	6	26	121	82	165	202%
	千錠	2	1	1	2	22	13.4倍
ヘロイン	件	2	2	6	6	8	133%
	kg	0	2	0	70	0	0%
コカイン	件	10	8	12	24	56	233%
	kg	2	18	119	10	152	15.5倍
MDMA等	件	5	23	27	48	59	123%
	kg	0	0	1	0	9	80.4倍
	千錠	0	0	1	2	21	13.7倍
ケタミン	件	7	12	20	18	16	89%
	kg	1	4	1	0	1	391%
その他麻薬	件	67	168	117	74	90	122%
	kg	3	2	1	1	2	243%
	千錠	2	1	0	0	1	837%
向精神薬	件	26	16	11	17	38	224%
	kg	-	0	-	0	-	全減
	千錠	9	7	2	4	26	589%
指定薬物	件	-	1,462	477	275	218	79%
	kg	-	40	19	8	16	191%
合計	件	390	1,896	892	784	886	113%
	kg	630	522	1,650	1,380	1,493	108%
	千錠	11	8	3	6	48	793%
参考（使用回数）	万回	1,885	1,499	5,405	4,638	4,406	95%

財務省調べ

（注）1 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

3 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。

4 MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

5 参考（使用回数）は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。

（覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠）

6 端数処理のため数値があわないことがある。

7 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表 2-2 主な不正薬物の密輸入形態別摘発件数(全国の税関摘発分)

(件)

形態別	年					前年比	構成比	
	H26	H27	H28	H29	H30			
航空機旅客等による密輸入	171	107	176	214	248	116%	28%	
国際郵便物等を利用した密輸入	166	1,734	640	526	564	107%	64%	
商業貨物等を利用した密輸入	39	45	60	36	62	172%	7%	
	航空貨物等	27	34	49	32	48	150%	5%
	海上貨物等	12	11	11	4	14	350%	2%
船員等による密輸入	14	10	16	8	12	150%	1%	
合 計	390	1,896	892	784	886	113%	100%	

財務省調べ

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

表 2-3 覚醒剤の密輸形態別摘発実績(全国の税関摘発分)

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比	
	H26	H27	H28	H29	H30			
航空機旅客等による密輸入	126	37	53	99	92	93%	54%	
	246	84	79	190	159	84%	14%	
国際郵便物等を利用した密輸入	22	21	20	38	52	137%	30%	
	16	3	53	96	48	50%	4%	
商業貨物等を利用した密輸入	16	18	21	11	24	218%	14%	
	261	328	653	398	948	238%	82%	
	航空貨物等	12	13	15	10	13	130%	8%
		71	80	72	48	22	46%	2%
	海上貨物等	4	5	6	1	11	10.0倍	6%
船員等による密輸入	189	248	581	351	926	264%	80%	
	10	7	10	3	3	100%	2%	
合 計	27	6	715	475	0	0%	0%	
	174	83	104	151	171	113%	100%	
	549	422	1,501	1,159	1,156	100%	100%	

財務省調べ

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」は、500g未満の場合を示し、「-」は全く無い場合を示す。

表2-4  
覚醒剤の仕出地  
別摘発実績（全  
国の税関摘発  
分）

（上段：件、  
下段：kg）

仕出地	年					構成比	合計	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年			
中国（香港・マカオを含む）	79	28	34	20	12	7%	173	
	200	104	1,049	853	404	35%	2,611	
	中国	32	15	19	10	7	4%	83
	香港	42	12	15	10	5	3%	84
	マカオ	119	27	25	19	247	21%	436
		5	1	-	-	-	-	6
台湾	10	1	-	-	-	-	12	
	3	4	16	11	9	5%	43	
アジア	0	45	104	7	345	30%	501	
	39	19	18	44	66	39%	186	
アジア	35	12	15	65	281	24%	406	
	タイ	26	12	6	21	19	11%	84
		28	6	3	27	174	15%	238
	マレーシア	-	-	2	14	22	13%	38
		-	-	7	21	63	5%	91
	カンボジア	-	-	-	2	7	4%	9
		-	-	-	5	21	2%	25
	韓国	1	1	4	-	4	2%	10
		1	0	2	-	8	1%	11
	インド	-	2	1	4	3	2%	10
		-	4	2	11	6	1%	25
ベトナム	1	-	2	2	5	3%	10	
	3	-	0	0	5	0%	7	
中東	2	2	1	7	4	2%	16	
	4	3	0	12	2	0%	21	
	トルコ	2	1	-	6	1	1%	10
		4	3	-	11	1	0%	20
	アラブ首長 国連邦	-	-	-	1	1	1%	2
	-	-	0	0	1	0%	1	
アフリカ	14	2	5	16	7	4%	44	
	17	20	38	72	54	5%	202	
	ケニア	5	-	-	2	1	1%	8
		6	-	-	10	30	3%	45
	ナイジェリ ア	-	-	-	-	1	1%	1
		-	-	-	-	15	1%	15
	南アフリ カ	3	1	1	3	2	1%	10
		4	1	2	22	4	0%	33
タンザニア	-	-	-	-	2	1%	2	
	-	-	-	-	3	0%	3	
欧州	17	5	6	22	28	16%	78	
	65	4	8	26	18	2%	121	
	イギリス	1	1	1	1	4	2%	8
		2	4	3	2	9	1%	18
	ドイツ	1	1	-	7	7	4%	16
		6	0	-	9	4	0%	19
	フランス	-	-	1	-	1	1%	2
		-	-	1	-	3	0%	4
	スイス	1	-	-	1	1	1%	3
		2	-	-	0	2	0%	5
	オランダ	1	-	2	9	10	6%	22
		2	-	0	3	0	0%	5
	ベルギー	-	-	-	-	5	3%	5
	-	-	-	-	0	0%	0	
北米	6	8	13	19	34	20%	80	
	20	3	16	111	43	4%	192	
	米国	5	8	12	12	26	15%	63
		17	3	11	96	37	3%	164
	カナダ	1	-	1	7	8	5%	17
	4	-	5	15	5	0%	28	
中南米	9	7	6	6	9	5%	37	
	208	225	260	14	9	1%	716	
	メキシコ	8	7	6	6	9	5%	36
	207	225	260	14	9	1%	715	
オセアニア	-	1	-	1	-	-	2	
	-	0	-	0	-	-	0	
不明	5	7	5	5	2	1%	24	
	0	6	11	0	0	0%	17	
合計	174	83	104	151	171	100%	683	
	549	422	1,501	1,159	1,156	100%	4,786	

## 目標 3 : 再乱用防止対策の強化

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

薬物依存は、依存者本人だけにとどまらずその家族にとっても耐えがたい苦痛であり、薬物依存者への社会復帰を支援するとともにその家族を支えていくことが、速やかな社会復帰につながる事となる。

##### < 県の取組み >

健康福祉事務所、保健所設置市保健所等に薬物相談窓口を設置して薬物相談に応じるとともに、県精神保健福祉センターにおいて、薬物関連問題に関する家族教室の開催及び医師等による専門的な個別相談指導を行い、地域社会における薬物の再乱用防止対策を推進している。

更に、同センター内の「ひょうご・こうべ依存症対策センター」において、相談体制の強化をはじめ、薬物を含む依存症対策を総合的に推進する。

##### < 刑事施設の取組み >

刑事施設(刑務所、拘留所)においては、平成 18 年 5 月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行(平成 19 年 6 月に「刑事収容施設及び被収容者等に関する法律」に改正)され、処遇の個別化の理念の下、受刑者に対し、矯正処遇として改善指導や教科指導を受けることを義務づけることになった。

薬物事犯受刑者に対しては、特別改善指導(薬物依存離脱指導)として指導カリキュラムを策定し計画的に指導して、改善更生及び円滑な社会復帰を目指している。

##### < 保護観察所の取組み >

保護観察所においては、平成 28 年 6 月の刑の一部執行猶予制度の施行に合わせ、薬物依存対象者に対する処遇が一層充実・強化された。

薬物依存のある保護観察対象者のうち、特別遵守事項によって受講を義務付けられた者(主に刑の一部執行猶予者及び 6 月以上の仮釈放期間のある仮釈放者)に対しては、スマーブを基礎とした『薬物再乱用防止プログラム(「簡易薬物検出検査」とワークブックにより進める「教育課程」とを併せて行うもの)』を集団で実施している。

同プログラムは先に 2 週間に 1 回(計 5 回)のコアプログラムを実施し、その後月 1 回のステップアッププログラムを行う。プログラムには精神医療機関やダルク等の支援団体に実施補助者として協力を得て、内容を充実するとともに、保護観察終了後も地域の治療・支援につながるよう努めている。

また、精神医療機関や支援団体の治療や処遇を受けるように指示する通院等指示制度が始まっており、本人の同意に基づいてその治療や処遇の情報は保護観察所に提供される。通院等を指示された者は薬物再乱用防止プログラムが延期又は免除され、通院・通所の動機付けとともに地域の治療や支援につなげる仕組みとなっている。

また、プログラムの対象とならない薬物依存対象者についても、従来通り、任意で希望する者に対して、簡易薬物検出検査を実施し、断薬に向けた本人の努力をサポートしている。

薬物使用で受刑している者や保護観察を受けている者の家族や引受人に対する薬物依存治療をテーマとした講座も定期的を開催している。

平成 30 年度は、県内の保護司 50 名程度を対象に研修を実施し、薬物依存症からの回復に向けて、当事者や家族を支えていくための関わりについて学ぶ機会とした。

平成 30 年 3 月には、薬物依存のある刑務所出所者に対する支援を充実させるために、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、医療機関や民間支援団体等を含めた関係機関の連絡会議を開催した。

一方、平成 29 年には新たに厚生労働省から「依存症対策総合支援事業」について示されていることもあり、同事業も踏まえ、薬物依存症者の支援に関係する機関との連携体制を構築していく。

#### <取締機関の取組み>

警察においては、平成 22 年 12 月から、初犯の薬物事犯者やその家族等に対して関係機関及び民間団体が実施する薬物再乱用防止教育事業について教示するなど、再乱用防止対策に関する情報を提供している。

麻薬取締部においては、平成 23 年 8 月から保護観察のつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者（以下、「初犯者等」と言う。）に対する再乱用防止プログラムを開始し、平成 25 年 1 月からは対象者を初犯者等以外の者にも拡大して実施している。

## (2) 課 題

ア 薬物事犯者の再犯率が高い。

イ 薬物依存者治療のための医療体制整備の強化が必要である。

ウ 薬物依存者の社会復帰の支援と、その家族への相談・支援体制の充実が必要である。

エ 各相談窓口における相談体制の充実が必要である。

2 [目標3：再乱用防止対策の強化] のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 薬物依存・中毒者の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療体制の確保(こ)</li> <li>・ 薬物に関する専門研修にかかる情報提供(健)</li> <li>・ 夜間・休日における精神科救急医療体制の充実(後遺症対応)(健)</li> <li>・ 依存症患者への対処法や回復に向けた関係機関との連携方策等について、医療従事者への研修を実施(健)</li> </ul>
(2) 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導カリキュラムの充実(刑、拘)</b></li> <li>・ 麻薬中毒者の把握、麻薬中毒者等観察指導の実施(近麻、健)</li> <li>・ 薬物乱用少年に対する相談等(警、近麻、健、保)</li> <li>・ <b>一部執行猶予制度施行後の薬物再乱用防止プログラムの充実化(保観)</b></li> <li>・ <b>薬物依存症の治療を実施している専門医療機関や自助グループの開拓と連携強化(保観)</b></li> <li>・ <b>薬物依存のある保護観察対象者を地域の医療機関や自助グループの治療・支援につなげる。(保観)</b></li> <li>・ 薬物相談窓口の開設及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、健、精保、保)</li> <li>・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施(精保)</li> <li>・ 薬物依存離脱指導にダルク等の外部講師等の指導を積極的に取り入れる。(刑、拘)</li> <li>・ 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムの実施(近麻)</li> </ul>
(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>医療機関、ダルク、自助グループ、司法関係機関等と連携した家族教室の開催及び専門医等による個別相談指導(精保)</b></li> <li>・ 精神保健福祉センター、ダルク、ナラノン等と連携した家族等への講習会の実施(保観)</li> <li>・ 薬物相談窓口対応及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、健、精保、保)</li> </ul>
(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用少年に対する相談等のフォローアップ(警)</li> <li>・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年の問題性に着目した処遇(保観)</li> </ul>

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「健」は、県健康福祉部、「こ」は、県立ひょうごこころの医療センター、「保」は、保健所設置市、「刑」は、神戸刑務所、「拘」は、神戸拘置所、「精保」は、県精神保健福祉センター、「保観」は、保護観察所

(注釈)

ダルク(DARC)

ドラッグ(DRUG=薬物)のD、アディクション(ADDICTION=嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(REHABILITATION=回復)のR、センター(CENTER=施設、建物)のCを組み合わせた造語で、覚醒剤等の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

### 3 指標

表 3-1 薬物再乱用防止プログラムの開始人員（実人員）

	仮釈放者		保護観察付 執行猶予者		合 計
平成 28 年	全部実刑	48	全部猶予	24	72
平成 29 年	全部実刑	50	全部猶予	20	84
	一部猶予 (仮釈放)	10	一部猶予 (実刑終了)	4	
平成 30 年	全部実刑	37	全部猶予	10	<u>126</u>
	一部猶予 (仮釈放)	<u>62</u>	一部猶予 (実刑終了)	<u>17</u>	

(神戸保護観察所調べ)

表 3-2 プログラムでの簡易薬物検出検査の実施状況

	実施実人員	実施人員（延べ）	陽性
平成 28 年	90	483	1
平成 29 年	127	627	0
平成 30 年	<u>207</u>	<u>1,036</u>	<u>4</u>

(神戸保護観察所調べ)

## 目標 4 : 青少年薬物乱用防止対策の強化

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

平成 22 年、神戸市内の中学生らによる大麻乱用事犯の続発で、薬物乱用事犯の低年齢化が社会問題となって以降、平成 29 年の大麻事犯は過去最多となる 3, 218 人が検挙され、そのうち約半数が青少年であり、県内でも少年の大麻事犯は増加の一途をたどっている。(表 4 - 3)

また、平成 29 年検察庁が実施した大麻乱用者実態調査では、大麻を初めて使用する年齢は 29 歳以下が 75%を占め、若いほど誘われて使用する比率が高く、覚醒剤と比べて危険性の認識率が低いことが判明している。

さらに、平成 30 年には、姫路市内の中学生が SNS を通じて大麻を譲受けようとする事案が発生する等、インターネット等において、「大麻は有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測される。

児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識をもち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学生・中学生・高校生に対する薬物乱用防止教育、啓発活動として、各学校における薬物乱用防止教室を開催している。

(表 4 - 4)

#### (2) 課題

ア 薬物乱用防止教室は、積極的に実施されているものの、全ての中学校・高等学校での開催に至っていないことから、今後も引き続き関係機関が連携し、教育活動全体で薬物乱用防止教室を継続的に取り組んでいく必要がある。

イ 少年の薬物乱用事犯にあっては、地域社会で孤立しがちな少年によるものが懸念されることから、家庭（保護者）を含めた地域社会全体でこれらの少年を見守る社会気運を醸成し、薬物乱用防止啓発活動を推進していく必要がある。

ウ インターネット上の違法・有害サイトを通じての薬物汚染が懸念されている現状を踏まえ、青少年が使用する携帯電話やスマートフォン、パソコン等のフィルタリング利用に対する広報啓発活動や薬物に関するネット上の違法・有害情報を排除していく必要がある。

エ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心・投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係等社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるよう、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実、地域における未然防止対策の強化、広報啓発の強化を行っていく必要がある。

2 [目標4：青少年薬物乱用防止対策の強化]のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化	<p>ア 小・中学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>薬物乱用防止教室、その他活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)(医、薬、体保、義務、市教、警、健、保、指導員)</b></li> <li>・ 校内研修の実施(義務、市教)</li> <li>・ 中学校における薬物乱用防止活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)、薬物乱用実態調査(市教)</li> </ul> <p>イ 高等学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>薬物乱用防止教室の推進(近麻、医、薬、体保、高校、市教、警、健、保、指導員)</b></li> <li>・ 校内研修の実施(高校、市教)</li> </ul> <p>ウ 大学・専修学校・各種学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用防止啓発資材の配布(近麻、警、企画、健、保、指導員)</li> <li>・ <b>大学生等への薬物乱用防止講習会の実施(近麻、警、健、保、指導員)</b></li> <li>・ 大学生と協力した薬物乱用防止啓発運動の実施(近麻、薬)</li> </ul> <p>エ 教職員等の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>薬物乱用防止教室推進事業(指導者養成事業)【講習内容の充実、参加体験型学習形態、ライフスキル教育手法の導入(ワークショップを通して)】、学校保健に関する研修(近麻、体保)</b></li> <li>・ 生徒指導担当教員等への研修(義務、市教)</li> <li>・ 地区別生徒指導研究協議会の研修(義務)</li> <li>・ 県立学校生徒指導部長会等の研修、地区別生徒指導協議会の研修(高校)</li> <li>・ 学校保健主事・担当者研究協議大会、新規採用養護教諭研修(近麻、体保)</li> </ul> <p>オ 医薬品の適正使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校薬剤師による各学校での学校保健委員活動・薬育教室(薬)</li> <li>・ <b>タバコをゲートウェイドラッグと位置付け、薬物乱用防止教室を開催(薬)</b></li> </ul>

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業安定所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示（労）</li> <li>・ 駅前や繁華街等での薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施（医、薬、健、保、指導員）</li> </ul>
(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用防止指導員の設置（健）</li> <li>・ 薬物乱用防止指導員協議会への助成（健）</li> <li>・ 薬物乱用防止指導員拡充事業（健）</li> <li>・ 麻薬禍等撲滅地区組織の指導育成（健、保、指導員、麻地）</li> <li>・ 「青少年育成スクラム会議」の開催（企画）</li> <li>・ 青少年愛護条例の普及啓発及び適正な運用（企画）</li> <li>・ 青少年育成関係者が集まる会議等での対策の必要性の説明（企画）</li> <li>・ 「子どもの冒険ひろば」へ啓発資材を配布（健、企画、保）</li> <li>・ 補導活動の実施（市教、企画）</li> </ul>
(4) 広報啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運送事業運行管理者講習会での普及啓発（運輸）</li> <li>・ 薬物乱用防止啓発資材の作成、不正大麻・けし撲滅運動の展開（健、保）</li> <li>・ 青少年のインターネット利用対策キャンペーンの実施（企画）</li> <li>・ 「大人が変われば子どもも変わる」キャンペーンの実施（企画）</li> <li>・ 公共施設への啓発資材配布等の充実・強化（健、保）</li> <li>・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の展開（医、薬、健、保、指導員）</li> <li>・ 薬剤師会薬事情報センター及びホームページにおける情報提供や適正使用の推進（薬）</li> <li>・ <b>地元医師会、薬剤師会等関係団体と連携した啓発活動等協力体制の充実（医、薬、健、保、指導員）</b></li> </ul>
(5) 関係機関等による相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物に関する相談窓口の設置及び普及啓発の強化（警、近麻、健、精保、保）</li> <li>・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施（精保）</li> </ul>
(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>上記のあらゆる機会を活用した資料配布、講演の実施（医、薬、体保、義務、高校、市教、警、保、指導員、麻地、企画、近麻、運輸、精保、健）</b></li> </ul>

「労」は兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会、「体保」は、県教育委員会体育保健課、「義務」は、県教育委員会義務教育課、「高校」は、県教育委員会高校教育課、「市教」は、神戸市教育委員会、「警」は、警察、「健」は、県健康福祉部、「保」は、保健所設置市、「指導員」は、兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、「麻地」は、麻薬対策地区協議会、「企画」は、県企画県民部、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「運輸」は、神戸運輸監理部兵庫陸運部、「精保」は、県精神保健福祉センター

### 3 指標

表4-1 有職・無職少年による覚醒剤事犯の検挙人員

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	少年検挙人員	6	10	9	2	4
	うち有職少年	1	1	1	1	1
	うち無職少年	4	7	6	1	1
全国	少年検挙人員	92	119	136	91	96
	うち有職少年	33	43	39	38	30
	うち無職少年	44	57	68	44	46

兵庫県警察本部調べ

表4-2 有職・無職少年のシンナー乱用による検挙人員

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	少年検挙人員	0	0	3	4	4
	うち有職少年	0	0	1	2	3
	うち無職少年	0	0	2	0	0
全国	少年検挙人員	14	7	13	11	7
	うち有職少年	7	3	8	8	4
	うち無職少年	5	4	4	0	2

兵庫県警察本部調べ

表4-3 有職・無職少年の大麻事犯の検挙人員

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	少年検挙人員	3	26	22	33	51
	うち高校生			1	5	9
	うち有職少年	1	14	19	16	30
	うち無職少年	1	6	2	10	9
全国	少年検挙人員	80	144	210	310	453
	うち有職少年	35	68	122	160	227
	うち無職少年	17	35	37	68	90

兵庫県警察本部調べ

表4-4 兵庫県内における薬物乱用防止教室開催状況（年度集計）

学校種	H26		H27		H28		H29		H30	
	開催校数	開催校数	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率
小学校	450	57.4%	529	68.3%	522	68.0%	412	53.6%	374	49.1%
中学校	309	81.1%	291	76.8%	332	88.1%	315	82.5%	284	74.7%
高等学校	110	57.0%	129	65.8%	164	83.2%	155	78.7%	152	77.9%
中等教育 学校	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
合計	869	63.9%	950	70.3%	1019	75.9%	883	65.5%	811	60.7%

県教育委員会、神戸市教育委員会、兵庫県調べ

※平成29年度から集計方法を変更した。

関係機関業務内容・連絡先

国の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
神戸地方検察庁	薬物事犯に関する捜査・公判活動	078-367-6067 078-367-6068	
神戸刑務所	覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導	078-936-0911 078-938-2034	
神戸拘置所	薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導	078-743-3663 078-747-2004	
神戸保護観察所	薬物事犯者に対する断薬指導等	078-351-4004 078-366-2227	
大阪出入国在留管理局神戸支局	薬物事犯により有罪判決を受けた外国人に対する退去強制手続	078-391-6377 078-325-2097	
神戸税関	薬物の密輸出入取締業務	078-333-3052 078-333-3128	kobe-shinri01@customs.go.jp
神戸運輸監理部兵庫陸運部	薬物乱用防止に関する知識の普及、啓発活動	078-453-1103 078-431-8761	
神戸海上保安部	薬物の密輸出入取締業務	078-331-2027 078-331-8441	
兵庫労働局労働基準部健康課	シンナー等の取扱について	078-367-9153 078-367-9166	
兵庫労働局職業安定部職業安定課	職業安定所利用者に対する普及啓発	078-367-0800 078-367-3852	
近畿厚生局麻薬取締部	薬物事犯の取締り、相談、啓発、再乱用防止対策	06-6949-6336 06-6949-6339	
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	薬物事犯の取締り、相談、啓発、再乱用防止対策	078-391-0487 078-325-3769	

県の機関（警察本部）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
薬物銃器対策課	薬物事犯の取締り	078-341-7441 078-351-7806	
少年課	少年問題に関する相談 薬物乱用防止啓発活動	078-341-7441 078-351-7829	

県の機関（行政）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
青 少 年 課	青少年の薬物乱用防止のための普及啓発	078-362-3142 078-362-3957	seishonen@pref.hyogo.lg.jp
薬 務 課	兵庫県薬物対策推進会議事務局 麻薬等正規流通の監督 薬物乱用防止対策全般 (指導、普及啓発、相談体制等)	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.lg.jp
障 害 福 祉 課	精神科救急医療体制に関すること	078-362-9498 078-362-3911	shougai@pref.hyogo.lg.jp
私 学 教 育 課	私立学校への情報提供	078-362-3104 078-362-9389	kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp
精神保健福祉 センター	薬物関連問題の相談 (必要に応じて医師相談あり) 家族教室	078-252-4980 078-252-4981	

県の機関（教育委員会）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
義 務 教 育 課	教職員の資質向上 児童生徒への啓発(生徒指導)	078-362-3773 078-362-4286	gimukyoku@pref.hyogo.lg.jp
高 校 教 育 課	県立高等学校並びに県立中等教育学校への啓発(生徒指導) 教職員の資質向上	078-362-3778 078-362-4288	koukoukyoku@pref.hyogo.lg.jp
社 会 教 育 課	普及啓発活動への協力	078-362-3782 078-362-3927	syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp
体 育 保 健 課	教職員の資質向上 児童生徒への啓発(健康教育)	078-362-3789 078-362-3959	taiiku@pref.hyogo.lg.jp

県の機関（医療）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
県立ひょうご こころの医療 センター	精神科医療による薬物治療	078-581-1013 078-583-3797	

神戸市の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
保 健 所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	078-322-6796 078-322-6763	kobe_yakumu@office.city.kobe.lg.jp
教育委員会	薬物乱用防止活動の推進 実態調査	078-322-5785 078-322-6143	edu@office.city.kobe.lg.jp

保健所設置市の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
姫路市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	079-289-1631 079-289-0210	hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp
尼崎市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	06-4869-3010 06-4869-3049	ama-hokenkikaku@city.amagasaki.hyogo.jp
西宮市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	0798-26-3775 0798-33-1174	hokensyo@nishi.or.jp
あかし保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	078-918-5414 078-918-5440	hokensoumu@city.akashi.lg.jp

民間等の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
公益社団法人兵庫県防犯協会連合会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-351-7877 078-351-7913	h-bouhan@f5.dion.ne.jp
一般社団法人兵庫県医師会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-231-4114 078-231-8111	
一般社団法人兵庫県薬剤師会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-341-7585 078-341-7113	info@hps.or.jp
一般社団法人兵庫県精神科病院協会	精神科医療による薬物治療	078-230-1128 078-230-1138	hyoseikyo@bird.ocn.ne.jp
麻薬対策地区協議会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.jp
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.jp
公益財団法人兵庫県青少年本部	青少年の薬物乱用防止のための普及啓発	078-891-7410 078-891-7418	honbu1967@seishonen.or.jp

薬物に関する相談窓口

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
兵庫県警察本部 薬物銃器対策課	麻薬・覚醒剤に関する相談・情報 「覚醒剤110番」 各警察署でも受付	078-361-0110
近畿厚生局麻薬取締部神 戸分室	麻薬・覚醒剤に関する相談・情報	078-391-0487
兵庫県警察本部 少年相談室	少年問題に関する相談・情報 少年相談電話「ヤングトーク」	0120-786-109

薬物相談窓口（兵庫県）

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
芦屋健康福祉事務所	薬物相談全般	0797-32-0707
宝塚健康福祉事務所	薬物相談全般	0797-62-7314
伊丹健康福祉事務所	薬物相談全般	072-785-7463
加古川健康福祉事務所	薬物相談全般	079-422-0005
加東健康福祉事務所	薬物相談全般	0795-42-9371
中播磨健康福祉事務所	薬物相談全般	0790-22-1234
龍野健康福祉事務所	薬物相談全般	0791-63-5145
赤穂健康福祉事務所	薬物相談全般	0791-43-2321
豊岡健康福祉事務所	薬物相談全般	0796-26-3666
朝来健康福祉事務所	薬物相談全般	079-672-6872
丹波健康福祉事務所	薬物相談全般	0795-73-3771
洲本健康福祉事務所	薬物相談全般	0799-26-2068
薬務課	薬物相談全般	078-362-3270
精神保健福祉センター	薬物相談全般（来所相談は予約制）	078-252-4980

薬物相談窓口（保健所設置市）

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
神戸市保健所	薬物相談全般	078-322-6796
東灘保健センター	薬物相談全般	078-841-4131
灘保健センター	薬物相談全般	078-843-7001
中央保健センター	薬物相談全般	078-232-4411
兵庫保健センター	薬物相談全般	078-511-2111
北保健センター	薬物相談全般	078-593-1111
北神保健センター	薬物相談全般	078-981-8870
長田保健センター	薬物相談全般	078-579-2311
須磨保健センター	薬物相談全般	078-731-4341 078-793-1313（北須磨）
垂水保健センター	薬物相談全般	078-708-5151
西保健センター	薬物相談全般	078-929-0001
神戸市精神保健福祉センター	薬物相談全般（相談は予約制）	078-371-1900
姫路市保健所	薬物相談全般	079-289-1645
中央保健センター	薬物相談全般	079-289-1654
中央保健センター北分室	薬物相談全般	079-265-3075
中央保健センター安富分室	薬物相談全般	0790-66-2921
南保健センター	薬物相談全般	079-235-0320
南保健センター家島分室	薬物相談全般	079-325-1428
西保健センター	薬物相談全般	079-236-1473
姫路市総合教育センター	薬物相談全般（少年の薬物相談）	079-224-5843

尼崎市保健所	薬物相談全般	06-4869-3053
北部保健福祉センター	薬物相談全般	06-4950-0637
南部保健福祉センター	薬物相談全般	06-6415-6342
あかし保健所	薬物相談全般	078-918-5414
西宮市保健所	薬物相談全般	0798-26-3160
中央保健福祉センター	薬物相談全般	0798-35-3310
北口保健福祉センター	薬物相談全般	0798-64-5097
山口保健福祉センター	薬物相談全般	078-904-3160
塩瀬保健福祉センター	薬物相談全般	0797-61-1766
鳴尾保健福祉センター	薬物相談全般	0798-42-6630

令和元年度 薬物乱用防止対策体系表

予算額 単位(千円)  
 斜線は県実施主体なし  
 -は予算措置なし  
 ※は総額予算の一部を使用しており単独で金額を出すことが不可能なも

		29年度 予算額	30年度 予算額	31年度 予算額	部	課室	推進会議としての 実施主体
<b>目標1 取締の強化</b>							
(1) 組織犯罪対策の推進							
	・ 薬物犯罪組織の壊滅	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)
	・ 暴力団等による密輸・密売の取締り	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)
	・ 上部被疑者への突き上げ捜査の徹底	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)
	・ 組織的な密輸・密売事犯に重点指向した取締り	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)
(2) 犯罪収益対策の推進							
	・ 麻薬特例法等を活用した捜査の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)
	・ 犯罪収益の没収・追徴等犯罪収益対策の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)
(3) 巧妙化する密売方法への対応							
	・ 取締用装備、資器材等の拡充	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)
	・ サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)
(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底							
	・ 薬物末端乱用者に対する取締りの徹底と突き上げ捜査の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)
	・ 大麻、シンナー等薬物乱用少年の取締り、たまり場等の総点検活動	-	-	-	警察本部	少年課	(警、近麻)
(5) 正規流通の指導監督の徹底							
	・ シンナー等取扱事業場に対する監督指導による労働者の健康障害の予防	/	/	/	-	-	(労)
	・ 麻薬等取扱施設への立入検査	※	※	※	健康福祉	薬務課	(近麻、健)
	・ 向精神薬の不正流通等の情報収集と関係機関との連携強化	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(医、薬、警、近麻、健、保)
		-	-	-	健康福祉	薬務課	
	・ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する説明会	-	-	-	健康福祉	薬務課	(医、薬、健)
	・ 毒物劇物営業者に対する立入検査	※	※	※	健康福祉	薬務課	(健、保)
(6) 関係機関の連携強化							
	・ 兵庫県薬物乱用防止対策推進会議の設置・運営	-	-	-	健康福祉	薬務課	(健)
(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化							
	・ 大麻等薬物の危険性・有害性等についての広報啓発	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、健、保他)
		-	-	-	警察本部	少年課	
		-	-	-	健康福祉	薬務課	
	・ 乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、健、保他)
		-	-	-	警察本部	少年課	
		-	-	-	健康福祉	薬務課	
	・ 危険ドラッグ販売店等への立入検査、指導	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、健、保)
		5,933	5,227	4,751	健康福祉	薬務課	
	・ 危険ドラッグを販売する店舗や薬物乱用の場所となる深夜営業飲食店等の実態把握と取締り	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、健)
	・ 危険ドラッグの買上、検査	※	※	※	健康福祉	薬務課	(近麻、健)
		-	-	-	健康福祉	薬務課	
<b>目標2 密輸対策の強化</b>							
(1) 密輸等に関する情報収集の強化							
	・ 街頭キャンペーンを行い、広く一般県民に広報し、密輸等の情報提供の呼びかけ	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、税、海保)
	・ 税関協力員等、民間との協力関係構築による情報収集の強化	/	/	/	-	-	(税、海保)
	・ 国際情報センター室を通じた国際的な情報交換	/	/	/	-	-	(税)
(2) 密輸取締体制等の強化・充実							
	・ 積極的な管内小規模港湾・漁港の巡視警戒	/	/	/	-	-	(海保)
	・ 神戸税関では春、秋、年末に、神戸海上保安部では5、10月を取締強化月間と定め、集中取締り	/	/	/	-	-	(税、海保)
	・ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期入手し、検査対象を絞った重点的な取締りの実施	/	/	/	-	-	(税)
	・ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締機器を活用した密輸取締り	/	/	/	-	-	(税)
(3) 更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化							
	・ 関係取締機関との更なる連携強化	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、税、海保)
<b>目標3 再乱用防止対策の強化</b>							
(1) 薬物依存・中毒者の医療体制の充実							
	・ 医療体制の確保	/	/	/	-	-	(こ)
	・ 薬物に関する専門研修にかかる情報提供	-	-	-	健康福祉	薬務課	(健)

	29年度 予算額	30年度 予算額	31年度 予算額	部	課室	推進会議としての 実施主体
・夜間・休日における精神科救急医療体制の充実(後遺症対応)	※	※	※	健康福祉	いのち対策室	(健)
・依存症患者への対処法や回復に向けた関係機関との連携方策等について、医療従事者への研修を実施		2,275	2,370	健康福祉	いのち対策室	(健)
(2) 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化						
・覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導カリキュラムの充実				—	—	(刑、拘)
・麻薬中毒者の把握、麻薬中毒者等観察指導の実施	—	—	—	健康福祉	薬務課	(近麻、健)
・薬物乱用少年に対する相談等	※	※	※	警察本部	少年課	(警、近麻、健、保)
	—	—	—	健康福祉	薬務課	
・一部執行猶予制度施行後の薬物再乱用防止プログラムの充実化				—	—	(保観)
・薬物依存症の治療を実施している専門医療機関や自助グループの開拓と連携強化				—	—	(保観)
・薬物依存のある保護観察対象者を地域の医療機関や自助グループの治療・支援につなげる				—	—	(保観)
・初犯の薬物事犯者やその家族等に対する薬物再乱用防止教育事業への参加の教示	—	—	—	警察本部	薬物銃器対策課	(警)
・薬物相談窓口の開設及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、健、精保、保)
	—	—	—	健康福祉	薬務課	
・薬物依存離脱指導にダルク等の外部講師等の指導を積極的に取り入れる				—	—	(刑、拘)
・保護観察処分につかない執行猶予判決を受けた者及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムの実施				—	—	(近麻)
・ひょうご・こうべ依存症対策センターを精神保健福祉センター内に設置し、依存症にかかる相談に応じる		※	※	健康福祉	いのち対策室	(健)
(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実						
・医療機関、ダルク、自助グループ、司法関係機関等と連携した家族教室の開催及び専門医等による個別相談指導	268	268	268	健康福祉	薬務課	(精保)
・精神保健福祉センター、ダルク、ナラノン等と連携した家族等への講習会の実施				—	—	(保観)
・薬物相談窓口対応及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)	—	—	—	健康福祉	薬務課	(警、近麻、健、精保、保)
・依存症患者の家族に対し、専門医師や自助グループ等を講師とする学習会等を実施		542	542	健康福祉	いのち対策室	(健)
(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化						
・薬物乱用少年に対する相談等のフォローアップ	※	※	※	警察本部	少年課	(警)
・薬物事犯関係の保護観察対象少年の問題性に着目した処遇				—	—	(保観)
<b>目標4 青少年薬物乱用防止対策の強化</b>						
(1) 学校等における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化						
ア 小・中学校への啓発						
・薬物乱用防止教室、その他活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)	—	—	—	教育委員会	体育保健課	(医、薬、体保、義務、市教、警、健、保、指導員)
	—	—	—	教育委員会	義務教育課	
	※	※	※	警察本部	少年課	
・校内研修の実施	—	—	—	健康福祉	薬務課	(義務、市教)
・中学校における薬物乱用防止活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)、薬物乱用実態調査	—	—	—	教育委員会	義務教育課	
イ 高等学校への啓発						
・薬物乱用防止教室の推進	—	—	—	教育委員会	体育保健課	(近麻、医、薬、体保、高校、市教、警、健、保、指導員)
	—	—	—	教育委員会	高校教育課	
	※	※	※	警察本部	少年課	
・校内研修の実施	—	—	—	健康福祉	薬務課	(高校、市教)
	—	—	—	教育委員会	高校教育課	
ウ 大学・専修学校・各種学校への啓発						
・薬物乱用防止啓発資料の配布	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(近麻、警、健、保、指導員、企画)
	—	—	—	健康福祉	薬務課	
・大学生等への薬物乱用防止講習会の実施	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(近麻、警、健、保、指導員)
	—	—	—	健康福祉	薬務課	
・大学生と協力した薬物乱用防止啓発運動の実施				—	—	(近麻、薬)
エ 教職員等の資質向上						

		29年度 予算額	30年度 予算額	31年度 予算額	部	課室	推進会議としての 実施主体
	・ 薬物乱用防止教室推進事業(指導者養成事業)【講習内容の充実、参加体験型学習形態、ライフスキル教育手法の導入(ワークショップを通して)】、学校保健に関する研修	313	302	492	教育委員会	体育保健課	(近麻、体保)
	・ 生徒指導担当教員等への研修	—	—	—	教育委員会	義務教育課	(義務、市教)
	・ 地区別生徒指導研究協議会の研修	—	—	—	教育委員会	義務教育課	(義務)
	・ 県立学校生徒指導部長会等の研修、地区別生徒指導協議会の研修	—	—	—	教育委員会	高校教育課	(高校)
	・ 学校保健主事・担当者研究協議大会、新規採用養護教諭研修	—	—	—	教育委員会	体育保健課	(近麻、体保)
オ	医薬品の適正使用の推進						
	・ 学校薬剤師による各学校での学校保健委員活動・薬育教室				—	—	(薬)
	・ タバコをゲートウエイドラッグと位置付け、禁煙委員会が禁煙教室を開催				—	—	(薬)
(2)	有職・無職少年に対する啓発の推進						
	・ 職業安定所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示				—	—	(労)
	・ 駅前や繁華街等での薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施	—	—	—	健康福祉	薬務課	(医、薬、健、保、指導員)
(3)	家庭や地域における薬物根絶意識の醸成						
	・ 薬物乱用防止指導員の設置	222	222	222	健康福祉	薬務課	(健)
	・ 薬物乱用防止指導員協議会への助成	1,053	1,053	1,053	健康福祉	薬務課	(健)
	・ 薬物乱用防止指導員拡充事業	—	—	—	健康福祉	薬務課	(健)
	・ 麻薬禍等撲滅地区組織の指導育成	—	—	—	健康福祉	薬務課	(健、保、指導員、麻地)
	・ 「青少年育成スクラム会議」の開催	235	183	175	企画県民	青少年課	(企画)
	・ 青少年愛護条例の普及啓発及び適正な運用	※	※	※	企画県民	青少年課	(企画)
	・ 青少年育成関係者が集まる会議等での対策の必要性の説明	—	—	—	企画県民	青少年課	(企画)
	・ 「子どもの冒険ひろば」へ啓発資材を配布	—	—	—	健康福祉	薬務課	(健、企画、保)
	・ 補導活動の実施	—	—	—	企画県民	青少年課	(健、企画、保)
(4)	広報啓発活動の強化						
	・ 自動車運送事業運行管理者講習会での普及啓発				—	—	(運輸)
	・ 薬物乱用防止啓発資材の作成、不正大麻・けし撲滅運動の展開	—	—	—	健康福祉	薬務課	(健、保)
	・ 青少年のインターネット利用対策キャンペーンの実	517	243	715	企画県民	青少年課	(企画)
	・ 「大人が変われば子どもも変わる」キャンペーンの実施	35	18	18	企画県民	青少年課	(企画)
	・ 公共施設への啓発資材配布等の充実・強化	—	—	—	健康福祉	薬務課	(健、保)
	・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の展開	—	—	—	健康福祉	薬務課	(医、薬、健、保、指導員)
	・ 薬剤師会薬事情報センター及びホームページにおける情報提供や適正使用の推進				—	—	(薬)
	・ 地元医師会、薬剤師会等関係団体と連携した啓発活動等協力体制の充実	—	—	—	健康福祉	薬務課	(医、薬、健、保、指導員)
(5)	関係機関等による相談体制の充実						
	・ 薬物に関する相談窓口の設置及び普及啓発の強化	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、健、精保、保)
		※	※	※	警察本部	少年課	
		—	—	—	健康福祉	薬務課	
(6)	危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化						
	・ あらゆる機会を活用した資料配布、講演の実施	—	—	—	教育委員会	体育保健課	(医、薬、体保、義務、高校、市教、警、保、指導員、麻地、企画、近麻、運輸、精保、健)
		—	—	—	教育委員会	義務教育課	
		—	—	—	教育委員会	高校教育課	
		—	—	—	企画県民	青少年課	
		※	※	※	健康福祉	薬務課	

推進会議としての実施主体の「刑」は神戸刑務所、「拘」は神戸拘置所、「税」は神戸税関、「海保」は神戸海上保安部、「保観」は保護観察所、「労」は兵庫労働局、「運輸」は神戸運輸監理部兵庫陸運部、「近麻」は近畿厚生局麻薬取締部、「警」は警察、「保」は保健所設置市、「市教」は神戸市教育委員会、「医」は県医師会、「薬」は県薬剤師会、「指導員」は兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、「麻地」は麻薬対策地区協議会、「健」は県健康福祉部、「企画」は県企画県民部、「こ」は県立こころの医療センター、「精保」は県精神保健福祉センター、「体保」は県教育委員会体育保健課、「義務」は県教育委員会義務教育課、「高校」は県教育委員会高校教育課、と記載している。

## 兵庫県薬物乱用対策推進会議要綱

### (趣 旨)

第1条 薬物乱用対策について、関係機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効率的な対策を強力に推進するため、兵庫県薬物乱用対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、麻薬・覚せい剤事犯等の取締り、並びにその中毒者の発生防止及び治療更生に関する対策のほか、薬物乱用対策上重要と認められる事項について協議する。

### (組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長3人及び構成員31人以内で組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、事務を分担する副知事及び神戸市副市長並びに警察本部長をもって充てる。
- 4 構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (構成員の資格のそう失)

第4条 構成員は、その役職を退いたときに構成員の資格を失う。

### (幹 事)

第5条 推進会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事の資格そう失については、第4条の規定を準用する。
- 4 幹事は、議長の命を受け所掌事務について構成員を助ける。

### (議長及び副議長の職務及びその代理)

第6条 議長は、会務を総理し推進会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会 議)

第7条 会議は、議長が招集する。

(部 会)

第8条 推進会議に取締部会及び補導啓発部会を置き、それぞれの部会に構成員及び幹事を置く。

- 2 取締部会は、麻薬・覚せい剤事犯等の取締りについて、補導啓発部会は、その中毒者の治療及び更生補導並びに啓発宣伝について協議する。
- 3 部会に属する構成員及び幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、部会に属する部員の内から議長が指名する。
- 6 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第1項及び前条の規定を準用する。
- 7 その他部会運営について必要な事項は、部会においてこれを定める。

(報償費及び旅費)

第9条 会議における構成員の報償及び旅費の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定める別表第1及び第8条に定める別表第2における麻薬中毒審査会及び薬事審議会の委員に準じる。

(庶 務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康局薬務課において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が定める。

附 則

1. この要綱は、昭和48年7月17日から適用する。
2. 兵庫県麻薬対策推進協議会要綱（昭和36年10月10日）は廃止する。
3. 兵庫県麻薬対策本部要綱（昭和38年12月20日）は廃止する。

附 則

1. この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成27年6月11日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成30年6月1日から平成33年5月31日まで適用する。

附 則

1. この要綱は、平成31年4月1日から令和3年5月31日まで適用する。

別表 1（第 3 条関係）

神戸拘置所長  
神戸刑務所長  
神戸地方検察庁刑事部長  
神戸税関調査部長  
神戸海上保安部長  
神戸保護観察所長  
大阪出入国在留管理局神戸支局長  
兵庫労働局労働基準部長  
近畿厚生局麻薬取締部長  
神戸運輸監理部兵庫陸運部長  
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局長  
兵庫県警察本部生活安全部長  
兵庫県健康福祉部長  
兵庫県女性生活部長  
兵庫県教育長  
神戸市保健福祉局長  
神戸市教育長  
姫路市健康福祉局長  
尼崎市医務監  
明石市福祉局長  
西宮市健康福祉局長  
兵庫県防犯協会連合会長  
医療関係者代表（県医師会長）  
薬業関係者代表（県薬剤師会長）  
兵庫県私学総連合会長  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長  
兵庫県精神科病院協会会長  
神戸新聞社論説委員長  
麻薬対策地区協議会代表  
神戸市社会福祉協議会理事長  
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会長

別表 2（第 5 条関係）

神戸地方検察庁検事  
神戸税関調査部特別審理官  
神戸海上保安部警備救難課長  
神戸保護観察所統括保護観察官  
兵庫労働局労働基準部健康課長  
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長  
神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官  
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長  
兵庫県警察本部生活安全部少年課長  
兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長  
兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課長  
兵庫県企画県民部管理局私学教育課長  
兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長  
兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課長  
兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室長  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課長  
兵庫県教育委員会事務局義務教育課長  
兵庫県教育委員会事務局高校教育課長  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課長  
兵庫県教育委員会事務局体育保健課長  
兵庫県精神保健福祉センター所長  
神戸市保健福祉局保健所医務薬務課長  
神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長  
姫路市健康福祉局保健所総務課長  
尼崎市健康福祉局保健企画課長  
明石市福祉局あかし保健所保健総務課長  
西宮市健康福祉局保健所保健総務課長

別表 3（第 8 条関係）

1 取締部会

(1) 構成員

神戸地方検察庁刑事部長  
神戸税関調査部長  
神戸海上保安部長  
近畿厚生局麻薬取締部長  
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局長  
兵庫県健康福祉部長

(2) 幹事

神戸地方検察庁検事  
神戸税関調査部特別審理官  
神戸海上保安部警備救難課長  
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長  
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課長

2 補導啓発部会

(1) 構成員

神戸拘置所長  
神戸刑務所長  
神戸保護観察所長  
大阪出入国在留管理局神戸支局長  
兵庫労働局労働基準部長  
神戸運輸監理部兵庫陸運部長  
兵庫県警察本部生活安全部長  
兵庫県健康福祉部長  
兵庫県女性生活部長  
兵庫県教育長  
神戸市保健福祉局長  
神戸市教育長  
姫路市健康福祉局長  
尼崎市医務監  
明石市福祉局長  
西宮市健康福祉局長

兵庫県防犯協会連合会長  
医療関係者代表（県医師会長）  
薬業関係者代表（県薬剤師会長）  
兵庫県私学総連合会長  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長  
兵庫県精神科病院協会会長  
神戸新聞社論説委員長  
麻薬対策地区協議会代表  
神戸市社会福祉協議会理事長  
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会長

(2) 幹事

神戸保護観察所統括保護観察官  
兵庫労働局労働基準部健康課長  
神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官  
兵庫県警察本部生活安全部少年課長  
兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長  
兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課長  
兵庫県企画県民部管理局私学教育課長  
兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長  
兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課長  
兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室長  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課長  
兵庫県教育委員会事務局義務教育課長  
兵庫県教育委員会事務局高校教育課長  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課長  
兵庫県教育委員会事務局体育保健課長  
兵庫県精神保健福祉センター所長  
神戸市保健福祉局保健所医務薬務課長  
神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長  
姫路市健康福祉局保健所総務課長  
尼崎市健康福祉局保健企画課長  
明石市福祉局あかし保健所保健総務課長  
西宮市健康福祉局保健所保健総務課長

# 兵庫県薬物乱用対策推進会議名簿

(令和元年8月1日現在)

議長	兵庫県知事	井戸敏三
副議長	兵庫県副知事	金澤和夫
〃	兵庫県警察本部長	○加藤晃久
〃	神戸市副市長	寺崎秀俊
構成員	神戸拘置所長	田中秀樹
〃	神戸刑務所長	○足立幸弥
〃	神戸地方検察庁刑事部長	○村中孝一
〃	神戸税関調査部長	○岡本雅紀
〃	神戸海上保安部長	○加瀬和浩
〃	神戸保護観察所長	○生駒貴弘
〃	大阪出入国在留管理局神戸支局長	平河祐治
〃	兵庫労働局労働基準部長	原田信男
〃	近畿厚生局麻薬取締部長	○春日剛
〃	神戸運輸監理部兵庫陸運部長	○松崎義廣
〃	兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局長	○大松光寿
〃	兵庫県警察本部生活安全部長	○岡田俊明
〃	兵庫県健康福祉部長	○藪本訓弘
〃	兵庫県女性生活部長	松森章子
〃	兵庫県教育長	西上三鶴
〃	神戸市保健福祉局長	○小原一徳
〃	神戸市教育長	長田淳
〃	姫路市健康福祉局長	○立岩眞吾
〃	尼崎市医務監	郷司純子
〃	明石市福祉局長	野村信一
〃	西宮市健康福祉局長	○山本英男
〃	兵庫県防犯協会連合会長	武内重治
〃	医務関係者代表（県医師会長）	空地顕一
〃	薬業関係者代表（県薬剤師会長）	笠井秀一
〃	兵庫県私学総連合会長	○摺河祐彦
〃	兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長	田中究
〃	兵庫県精神科病院協会会長	長尾卓夫
〃	神戸新聞社論説委員長	三上喜美男
〃	麻薬対策地区協議会代表	佐々田善繁
〃	神戸市社会福祉協議会理事長	○玉田敏郎
〃	兵庫県薬物乱用防止指導員協議会長	○津田正治

幹事	神戸地方検察庁検事	○鈴木 建俊
〃	神戸税関調査部特別審理官（第一担当）	○平瀬 正浩
〃	神戸海上保安部警備救難課長	○門上 大介
〃	神戸保護観察所統括保護観察官	○菅原 美穂
〃	兵庫労働局労働基準部健康課長	○大森 安成
〃	近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長	○坂 厚 志
〃	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官	○森本 正司
〃	兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長	○高山 文明
〃	兵庫県警察本部生活安全部少年課長	○西嶋 誠二
〃	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長	○竹谷 貴子
〃	兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課長	○大角 真一
〃	兵庫県企画県民部管理局私学教育課長	一幡 孝明
〃	兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長	盛山 忠
〃	兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課長	中西 史宏
〃	兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室長	○野倉 加奈美
〃	兵庫県健康福祉部健康局薬務課長	○大岡 徹彦
〃	兵庫県教育委員会事務局義務教育課長	○村田 かおり
〃	兵庫県教育委員会事務局高校教育課長	西田 利也
〃	兵庫県教育委員会事務局社会教育課長	○斉藤 眞
〃	兵庫県教育委員会事務局体育保健課長	○山根 尚
〃	兵庫県精神保健福祉センター所長	酒井 ルミ
〃	神戸市保健福祉局保健所医務薬務課長	○甲本 博幸
〃	神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長	○江尻 勝也
〃	姫路市健康福祉局保健所総務課長	入江 知賜
〃	尼崎市健康福祉局保健企画課長	高橋 卓広
〃	明石市福祉局あかし保健所保健総務課長	○上田 法
〃	西宮市健康福祉局保健所保健総務課長	○塚本 浩幸

取締部会部員	神戸地方検察庁刑事部長	○村中孝一
〃	神戸税関調査部長	○岡本雅紀
〃	神戸海上保安部長	○加瀬和浩
〃	近畿厚生局麻薬取締部長	○春日剛
〃	兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局長	○大松光寿
〃	兵庫県健康福祉部長	○藪本訓弘
幹事	神戸地方検察庁検事	○鈴木建俊
〃	神戸税関調査部特別審理官（第一担当）	○平瀬正浩
〃	神戸海上保安部警備救難課長	○門上大介
〃	近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長	○坂厚志
〃	兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長	○高山文明
〃	兵庫県健康福祉部健康局薬務課長	○大岡徹彦

補導啓発部会部員	神戸拘置所長	田中秀樹
〃	神戸刑務所長	○足立幸弥
〃	神戸保護観察所長	○生駒貴弘
〃	大阪出入国在留管理局神戸支局長	平河祐治
〃	兵庫労働局労働基準部長	原田信男
〃	神戸運輸監理部兵庫陸運部長	○松崎義廣
〃	兵庫県警察本部生活安全部長	○岡田俊明
〃	兵庫県健康福祉部長	○藪本訓弘
〃	兵庫県女性生活部長	松森章子
〃	兵庫県教育長	西上三鶴
〃	神戸市保健福祉局長	○小原一徳
〃	神戸市教育長	長田淳
〃	姫路市健康福祉局長	○立岩眞吾
〃	尼崎市医務監	郷司純子
〃	明石市福祉局長	野村信一
〃	西宮市健康福祉局長	○山本英男
〃	兵庫県防犯協会連合会長	武内重治
〃	医務関係者代表（県医師会長）	空地顕一
〃	薬業関係者代表（県薬剤師会長）	笠井秀一
〃	兵庫県私学総連合会長	○摺河祐彦

補導啓発部会部員	兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長	田 中 究
〃	兵庫県精神科病院協会長	長尾 卓夫
〃	神戸新聞社論説委員長	三上 喜美男
〃	麻薬対策地区協議会代表	佐々田 善繁
〃	神戸市社会福祉協議会理事長	○玉田 敏郎
〃	兵庫県薬物乱用防止指導員協議会長	○津田 正治
幹 事	神戸保護観察所統括保護観察官	○菅原 美穂
〃	兵庫労働局労働基準部健康課長	○大森 安成
〃	神戸運輸管理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官	○森本 正司
〃	兵庫県警察本部生活安全部少年課長	○西嶋 誠二
〃	兵庫県企画県民部女性青少年局青少年課長	○竹谷 貴子
〃	兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課長	○大角 真一
〃	兵庫県企画県民部管理局私学教育課長	一幡 孝明
〃	兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長	盛 山 忠
〃	兵庫県健康福祉部少子高齢局児童課長	中西 史宏
〃	兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室長	○野倉 加奈美
〃	兵庫県健康福祉部健康局薬務課長	○大岡 徹彦
〃	兵庫県教育委員会事務局義務教育課長	○村田 かおり
〃	兵庫県教育委員会事務局高校教育課長	西田 利也
〃	兵庫県教育委員会事務局社会教育課長	○斉 藤 眞
〃	兵庫県教育委員会事務局体育保健課長	○山 根 尚
〃	兵庫県精神保健福祉センター所長	酒井 ルミ
〃	神戸市保健福祉局保健所医務薬務課長	○甲本 博幸
〃	神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長	○江尻 勝也
〃	姫路市健康福祉局保健所総務課長	入江 知賜
〃	尼崎市健康福祉局保健企画課長	高橋 卓広
〃	明石市福祉局あかし保健所保健総務課長	○上 田 法
〃	西宮市健康福祉局保健所保健総務課長	○塚本 浩幸

(注) ○印は平成31年度(令和元年度)中に変更があった者